

パネルディスカッション 第一部

「アジア諸国に対する法整備支援活動の実情と課題－法整備支援の現場から」

【司会】 それでは、午後の日程に入ります。

これから進行は国際協力部教官の山下輝年が担当いたします。山下教官、どうぞ。

【山下】 午後のセッションを始めたいと思います。

進行役を務めます国際協力部教官の山下と申します。午前は講演のためだと思いますが、端から見てもかなり硬い感じがしましたので、皆さんリラックスしていただきたいと思います。始める前に、若干お伝えしたいことがあります。午前にアナウンスしましたとおり、竹下先生、森嶋先生に対する質問のある方は質問記入票に書いていただきまして、質問箱に入れていただくか、書いたその場で手を挙げていただければ、係の者が集めにまいります。その際には自分の名前と質問相手を記入していただければと思います。それはこちらで整理する都合上でありまして、時間がありましたら、その場で手を挙げて質問の時間に質問することはもちろんできます。そういう段取りで進めたいと思います。また、竹下先生が午後3時に退席される関係で、第一部のパネルディスカッションのところで竹下先生に対する質問時間を設けまして、森嶋先生に対する質問は第二部のパネルディスカッションの方で対応したいと思っております。国際協力に関心のある方がこちらに来られておりますので、発言したい方は多数いらっしゃると思いますが、現地報告というものがありますので、1時間ほど我慢していただきまして、その後思う存分発言していただければと存じております。



それでは、パネルディスカッション第一部ということで、法整備支援の現場から各国、アジア諸国に赴いて仕事をした人たちの経験を共有するという意味で、それぞれの方に発表していただきたいと思います。最初は、カンボディアについて、坂野専門家からの報告であります。1999年にプロジェクトが始まり、坂野さんは、そのころから、クメール語、日本語が堪能でありますので、翻訳・通訳を兼ねて長期専門家として赴任しておられます。その前の準備期間のころからも担当されております。奥さんはカンボディア出身であります。民法、民訴法部会は分かれておりますけれども、両方を担当しておられますので、今や両方の草案の細部まで知る人はこの人しかいないということでありまして、まず坂野専門家に発表いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【坂野】 御紹介ありがとうございます。坂野でございます。まず初めに、皆様方を前にしまして、若輩者の私がこのような席でお話しさせていただくのは、身分不相応なことであるわけなのですが、現地の報告ということでお許しいただきたいと思います。また、私はプロジェクトの開始前から5年余りにわたりまして、このカンボディアの法制度整備のプロジェクトにかかわる機会を得たわけですが、これも関係者皆様方の御支援のお陰である

とっておりますので、まず皆様にご挨拶申し上げます。

カンボディアの法制度整備のプロジェクトにつきましては、先ほど竹下先生の方から非常に詳しい御説明がございましたので、時間も限られていることもあり、私の方からは本当にポイントを絞って報告させていただきます。カンボディアのプロジェクトは、皆様も御存知のように民法と民事訴訟法の条文案の起草という起草作業そのものに主眼が置かれたプロジェクトです。これはどのような背景から来ているかと申しますと、カンボディアは1975年から1979年までポル・ポトによる政権に支配され、その間に既存の法律がすべて廃止されてしまったという非常に特殊な事情によって成文法が一挙になくなりました。民法や民事訴訟法といった基本法さえもない状態での法制度整備支援ということを考えて際に、やはり非常に手間の掛かる作業ですが、条文案の起草という作業が基礎とならざるを得ないという事情がございました。起草が中心のプロジェクトとなったために、プロジェクトを担う日本側の関係者も非常に忙しい中を様々な先生方にお集まりいただきました。その結果、日本側の関係者が多く、非常に大きなプロジェクトになったという特徴もございます。また、皆様にお配りしたレジュメ（本誌106ページから107ページ参照）の中には書いていないのですが、言わば本体の両法案起草プロジェクトとともに、日本弁護士連合会の方も弁護士に対するトレーニングやセミナーを同時並行的に実施されており、また、学術関係者、特に名古屋大学の方々による、プノンペン法科大学との交流も行われております。その間の連携が比較的うまくいっているプロジェクトではないかと思っておりますし、今後もこの体制が続いていくのではないかなと考えております。

私が、専門家としては4年余り、プロジェクト全体としては5年間にわたりましてかかわらせていただいた経験の中で得たものを一口に言い表すことは非常に難しいわけですが、やはりカンボディアならではの問題がありました。それは、政党間の対立が非常に激しく、軍事衝突まで起こるような状態の中で、司法大臣がどの政党に属するか、あるいは司法省というものが政府全体の中でどのような位置付け、あるいは力を持っているかといったようなことがプロジェクトに非常に大きな影響を与えるという問題があります。その中で、長期専門家として司法省で働くという立場にあったわけですが、そういった政治的影響をどのように考慮しながら日常的な作業を続けるかという問題を日々考えさせられました。そういった中で一番大切なのは、やはり日常にかかわるカンボディア側の起草担当者たち、カンボディアの場合ですと、裁判官や検察官といった方、それから司法省内の担当者、そういった方々と日常的につき合っていくことが、どのように信頼関係の醸成に役立っていくかを学ぶことです。理論的には申し上げにくいことですが、これはプロジェクトを通じて学んだ大切なことだと思っております。それから、私の場合はクメール語というかなり特殊な言語を使って仕事をしていましたので、通訳や翻訳をしていく中でどのように言葉を選んでいくかということも非常に頭を悩ます問題でありました。一般的に言葉を使う際には言葉を使うセンスといったようなものが求められます。言葉を選んでいく作業の詳細につきましては、「ICD NEWS 7号」の方に掲載されますので、そちらの方を御参考にさせていただきたいと思っております。また、ドナー間の調整に関しましては、時間の関係もございましたので、レジ

ユメの方に書いてあるところを御覧ください。それから、今後の方向性に関しましては、法案自体の起草作業がほぼ終わりに近づいているので、今後、法案の制定に向けて、どのような活動をしていかなければならないかという点を考えていく必要がまず第1点目の課題です。

第2は、法案を施行するために必要な様々な制度を洗い出し、その構築に向けた支援の可能性を探ることです。例えば、民法に関しましては、公証人や供託、法人登記の制度、それから民事訴訟法については、特に執行の関係では、執行官の制度が必要問題になります。こういった制度、あるいはそれを作るための法律に関して、どの程度これから関与していけるのかという点も考えなければなりません。人材育成につきましては、法曹を担っていく実務家である裁判官、検察官、弁護士の養成とともに、やはり法案起草を担った人たちが、その起草のノウハウをどのように受け継いでいくかを考えねばなりません。つまり、民法、民事訴訟法につきましては、日本の支援で起草が行われたわけなのですが、今後、様々な法律を自分たちで作っていかねばならない中で、どのようにその法案を作るかという立法技術的なものを受け継いでいく必要があります。それから、クメール語で法案を作る際に、用語法の統一ですとか、あるいは類似の表現についてクロス・リファレンスを作っていくというような作業、これも非常に技術的なものなのですが、そのノウハウをカンボディア人の中でどのように受け継いでいくかという問題も考える必要があるかと思えます。また、これはパネルの第二部の話ともかかわってくるのですが、カンボディアも含めまして、法制度整備それ自体の戦略を考えていくとともに、そういった戦略が、例えば、カンボディアで進められようとしている法制度整備についてのカンボディア政府、あるいはカンボディアの場合は世銀などのドナーの方針も含めた法制度整備全体の政策や方針と個々のプロジェクトとの間でどのように整合性をとっていくかということを考える必要があるかと思えます。

そういった様々な今後の課題を網羅的に把握し、日本側の支援体制がどのくらい要望に対処していけるのかという体力的な問題を考慮した上で、今後の活動を選んでいく必要があるかというふうに考えております。それから、これはレジュメにも書いていないことなのですが、私も含めまして、現地で働く専門家たちがどのような人であるべきなのか、あるいはどのような資質を持った人が求められているのかということのカテゴリズしていった、必要な人材というものを確保していく方法も、今後考えていくべきではないかというふうに思います。非常に簡単ではございますけれども、私の報告とさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

【山下】 どうもありがとうございました。10分というのは案外短いもので、非常に酷な要求をしたと後悔しておりますが、まだ質問時間がございますので、パネリストに対しても質問がある方は記入票に書いていただきまして、係の者に渡していただければ幸いです。では、次はラオスでありますけれども、当部教官であります工藤恭裕が発表いたします。

工藤教官は、検事になって12年目であります。ラオスには1年間ということで、昨年6月から赴いております。その前に3か月ラオスで調査した経験もあります。実は、本日のために帰国してもらいましたので、費用対効果が現れるような報告を期待しておりますので、

よろしく申し上げます。

【工藤】 昨日（平成15年1月14日）帰国したばかりで日本語がまだ不自由である上（笑い）、ちょっと時間の関係で早口になるかと思えます。お聞き苦しい点があれば御了承ください。それでは、始めさせていただきます。

民法及び民事訴訟法の起草支援を行っていらっしゃるカンボディアに比べますと、ラオスに対する法整備支援活動は派手さに欠け、皆様、あまり御承知でないと考えますので、活動内容を御紹介のため一覧表（本誌110ページ別表1参照）を作成いたしました。現在の体制といたしましては、JICA 長期専門家の私のほか、JICA 企画調査員1名及びラオス人秘書1名の合計3名で執務を行っております。司法省の一室を執務室として提供されております。

次に、活動につきましては、支援内容を定めるための現地調査を除きますと、現地セミナー及び本邦研修の実施が中心になっております。現地セミナーは長期及び短期の専門家が講義を担当し、2002年度を例にとりますと、民商事法セミナーは短期専門家の学者の先生3名と私、刑事法セミナーは短期専門家の弁護士1名と私が講義を担当いたしました。国会セミナーは衆議院から派遣されました2名の短期専門家が国会内での約1か月間の調査を実施した上、その結果を踏まえて講義をいたしました。最後の商法起草支援セミナーは、2003年2月に実施しますが、学者1名が約1か月間の調査を担当します。本邦研修は、名古屋大学と法総研国際協力部で2週間ずつ担当し、合計1か月間にわたる研修を、現在は年2回行っております。

ラオス側に目を向けますと、正式カウンターパート機関といたしまして、司法省、最高裁判所、最高検察院の3機関、そして、それに準ずる機関といたしまして、国会及びラオス国立大学法政治学部が加わっております、実質5機関を相手に活動しております。ラオスの特色として掲げた7点（本誌109ページから110ページのレジュメ参照）のうち、6点目及び7点目につきましては日本側の問題ですので、1点目から5点目についてそれぞれ触れてまいります。まず、ラオスは、人口が約520万人で、職員数に移りまして、司法省が約120名、最高裁は約40名、最高検察院は約70名にすぎません。これには長所も短所もございまして、まず長所といたしましては、職員全体に占める割合で見ますと、多くの職員を対象とすることが可能となります。このことは、後で挙げます基本法中心という活動内容とも相まって、多数の機関を対象を広げることを可能としております。また、複数機関の参加により、機関同士の競争原理の導入も可能になっております。さらに、現地セミナーでの優秀者が本邦研修に選ばれやすいなどの支援活動相互の連携を図ることも容易になります。ドナー側に目を移しますと、継続して活動しているドナーは、JICA のほかは UNDP、スウェーデンの SIDA、フランス及び ADB だけでありまして、現地に法整備担当者が常駐していない ADB を除けば、情報交換を頻繁に行っておりまして、協力も十分行える状態にあります。その例としましては、UNDP、SIDA 及び JICA の各アドバイザーがすべて参加した最高裁判例集改善プロジェクトや SIDA 及び JICA が教科書を作成する前に行った科目調整を挙げることができます。私の経験から言いますと、外国ドナーや国際機関よりもかえって日本の JICA 以外の機関が単発的に支援を行う際の情報の方がこちらに入りにくいというのが実情です。逆に国が小さい

ことによる短所に移りますと、上述のように対象機関が多数になりますと、事務的にはかなり負担が増えます。ラオス側の機関におきまして英語で仕事ができる職員はまだ少なく、カウンターパート職員として働くことができる者も限られております。結局、優秀なカウンターパート職員はドナー間での取り合いになってしまうというのが現状です。

2番目は、法制度整備支援の対象国ですから、法制度が遅れているのは当然でございますが、その程度が大きいということです。一例といたしましては、2002年10月の国会で制定されました国有財産法を加えても、法律は47にすぎません。内容といたしましては、特に1990年前後に制定された法律には矛盾が多く、それが残されたままになっておりまして、問題が生じております。法律関係者の法律知識につきましては、大学の法学教育のレベルの低さと法律図書の不存在が大きな理由と考えます。大学で教えている講師でありまして、その多くは大学の学部卒業後数年経っただけという状況ですし、ラオス語で書かれた法律図書は数えるほどしか存在しません。

以上の状況にかんがみまして、基本法中心とし、人材育成及び教科書等の法律図書出版に力を入れるという方向が妥当と考えて、その方向で活動いたしております。言葉の壁につきましては、坂野さんの発表でカバーできていると思いますので、特殊なコンピューター利用の限界というところを申しますと、皆さんコンピューターをお使いになったときに、当然のように検索されていますが、それはラオスでは当たり前のことではございません。ラオス語の文字の特殊性や市場が小さいことからソフトウェアが発達しておりませんので、検索も原則として不可能な状況です。この状況につきましては、明治大学の和田先生の御協力も得まして、法令データベースの構築は技術的には可能であるということが何とか確認できたという状況であります。

ベトナムは同じ社会主義国でありまして、ラオスはその制度をまねることが多いという、言ってみれば兄弟に近い関係の国です。そして、ベトナムの法整備支援活動もラオスに比べれば歴史も長く、その活動も多彩でありまして、非常に参考になりますので、それは利用すべきだと考えます。ラオス人は、性格的に元々のんびりしている国民であり、1975年の現政権成立後、ベトナム及び旧ソ連による支援が長期間続いておりましたことから、自ら計画立案し、実施するという考えが乏しいと言わざるを得ません。かと言って、ラオスにおきましては、日本側がイニシアチブをとるのも怖い面がございます。と申しますのも、ラオス人は争いになることを好まない民族でありまして、こちらが言うことにノーとなかなか言わないので、相手が本当にいいと思っているのか、それとも本当は嫌だけど、争いを避けるために言っているのか分からない面があります。このような問題を前提とした上で、ラオスにおきまして気を付けている部分を掲げております。

JICAの支援は金銭管理に非常に厳格です。相手の機関の金銭的利益にはつながりません。そこで、JICAの支援の価値を高めるためには、まず質を高める、そしてセミナーを例にとりますと、修了の効果を明確にする、そして競争原理の導入で競争意識を使うというようなことを考える必要があります。質といいますと、セミナーであれば講師の質が一番重要でありまして、その点につきましては、大学、法曹、官僚など様々な人材に協力をいただいている

JICA の支援は、他の機関と比べても抜きんでていると考えます。

次に、セミナーのレベル分けについてですが、民商事法セミナーでは、レベル分けをして、最初のレベルを修了しないと次のレベルには進ませないというようなことを行っております。あと、簡単なテストも実施いたしまして、その成績が悪ければ修了証を与えないことにしております。現地セミナーでの修了は、原則として本邦研修参加の要件といたしております。そして現地セミナーと本邦研修の関連につきましては、JICA 専門家の活動範囲に入ります。留学関係は各大学の御協力も必要ですが、大使館が実施する面接試験には、JICA 専門家である私も同席して面接を行うなどしております。そして本邦研修につきましては、レジュメと研修員がとったノートをもとめて本にして、各機関、関係機関に配っておりますし、現地セミナーにおきましても、ノートをとる担当者を定めまして、それを出版しております。このような活動により、法律文献が少ないという現状を改善することに役立っていると考えております。

時間がありませんので、最後はお読みのとおりですので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

【山下】 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、ウズベキスタンの報告をお願いしたいと思いますが、これは名古屋大学大学院の法学研究科教授であります市橋克哉教授をお願いしたいと思います。市橋先生はロシア語が堪能でありまして、ウズベキスタンのタシケント国立法科大学ですけれども、昨年の3月から7か月間赴任された経験がございます。

では、よろしく願いいたします。

【市橋】 ただいま、御紹介を受けました名古屋大学の市橋です。7か月、今お話がありましたようにタシケント国立法科大学、これは司法省の傘下の大学ですが、ここで JICA の短期専門家として仕事をしました。そのときのことを少し御紹介したいと思います。

まずウズベキスタンでは、2001年11月12日の大統領の命令がありまして、この命令で「国家法制度及び裁判制度の自由化・民主化並びに法分野の学術研究、法務関係職員の養成、法文化、住民、特に若い住民の法意識の向上に関する課題を実現するため」と称しまして、評議会というものも設置されています。この評議会の指導の下で、現在、ウズベキスタンでは市民社会、民主的法治国家の形成と市場経済への移行を目指した統治の仕組みの改革、司法制度の改革及び基本的な法典作りという作業が進められようとしております。

私の配属機関であるタシケント国立法科大学は、この評議会の議長職を務めるルスタンバーエフ教授が学長に就いておりまして、評議会事務局も、実はこのタシケント国立法科大学に置かれていました。そういうこともありまして、こちらの方に配属され、仕事をしたというのが背景としてあります。

最初に、簡単にタシケント法科大学のお話をしておいた方がよいと思いますので、そちらの方の話をさせていただきます。タシケント法科大学は、実はかつて旧ソ連邦時代はタシケント国立大学という総合大学の法学部であったところですが、これが独立直前に分離しまして、教育省の傘下から司法省の傘下に移り、現在の単科大学として存在しています。したがいま

して、歴史という点では、このタシケント国立大学時代からの歴史を持っていて、中央アジアの地域では最も古い歴史と権威のある法学部です。ソ連崩壊後、現在もウズベキスタンだけではなく、この地域の新たに独立した諸国で活躍する法曹の相当な部分はこの法学部の出身者が占めています。それから、今日お話が出ているインドシナ諸国あるいはモンゴルといった国々の法曹に関しても、旧ソ連邦時代には多くの留学生を受け入れ、自分たちが教育をしたという、そういう自負を持っています。この点は、法学と法実務の歴史と伝統ということからすると、しばしば現在の改革にとってブレーキをかけているという面もあることは明らかです。しかし、いい悪いは別にしまして、既に長年にわたり慣れ親しんできた法律の制度が存在しています。それから、それを運用する法律関係の組織も存在しています。法曹人材も存在しています。それが現在もなお、ソ連崩壊後独立していますが、相当の力を持って現実に働いているという面があります。しかも、この国の法曹自身は、そういう旧ソ連邦時代からの歴史も含めて、制度、組織、人すべてを自らの誇りとして語っています。この点はまず所与の条件というか、仕事をするに際しての前提として業務を行う必要がありました。

次に、このウズベキスタンにおける幾つかのこの間の、といってもこの2年間ぐらいなのですが、日本の法整備支援の特徴についてお話をしようと思います。まず、JICAの法整備支援です。2年前の2000年の7月から幾つかのセミナーを実施しております。特に、2001年、法務省の法務総合研究所と名古屋大学から2名の講師を派遣し、司法改革に関するセミナーを行って以降、定期的にセミナー等をウズベキスタン、それから日本で実施するという状況にあります。どのようなことを行ったかについては私のレジュメ（本誌111ページから115ページ参照）に書いてあるので、御参照ください。その結果、ウズベキスタン側について見るならば、現在の法制度改革と司法改革を担い、かつ、その対象となっている国家機関をほぼ網羅した形で、法整備支援の活動が行われているという状況にあります。抜けているところとしては、現在、憲法裁判所が参加していないということぐらいでして、あとはすべて網羅しているのではないかと思います。日本側もこの間、ウズベキスタンにおける法整備に積極的にかかわってきましたJICA、法務総合研究所、それから私たち名古屋大学の三者が連携して取り組むものになりつつあります。

さらに、名古屋大学の関係の法整備も2年前から始まっていて、そこに書いてあるような学術交流協定の締結、JICAの留学生や文部省ルートでの留学生を始めとする留学生の受け入れ、現在、大学院のレベル、マスターコースですが、11名のウズベキスタンの留学生を受け入れています。全員男子で、サッカーチームの数と一緒に、休みの日にはサッカーをやっているというところもあります。さらに、2002年度名古屋大学の方からも18名の学生がウズベキスタンを訪問し、学生交流をするといった活動をしていますし、研究交流に関しても、シンポジウム等継続的な活動を始めています。特にアジア法整備支援に関する研究プロジェクトが始まって以降は、こういった研究分野における交流も増大しています。2002年2月におけるシンポ、9月におけるウズベキスタンのシンポ等です。ウズベキスタンの場合は、イスラム法であるとか、慣習法といったものが相当な力を持っていて、市民社会や民主的

治国家の形成あるいは市場経済移行を目指す法律を作り実際に運用しようとする、こういう伝統との衝突又は調和といったものをどうするかが課題になります。とりわけ地域共同体であるマハリヤというのがあるわけですが、これの持っている役割は現在でも非常に強いものがありまして、そういうものを調査するといったようなことも始めています。

それから、少しだけ他のドナーの活動についてもお話ししようと思ったのですが、現在、1990年代、世界銀行、アジア開発銀行、TACIS、ABA、GTZ 等が援助しておりましたけれども、現在はいずれも終了したという状況にあります。ただ、今年度からドイツがまた法律データベースの支援を司法省で始めたり、新たに中国が司法省に対する支援を始め、2002年12月には二百数十台のコンピューターを中国政府が司法省に供与したといったようなことも始まっています。ただ、私がいたころは、そういったところは目立ったことをしておらず、目立っていたのは、民間のソロス財団といったようなところの活動が相当活発に行われていたというのが特徴です。とりわけデータベースの作成であるとか、あるいはソロスの主催する会議に在野の法律家などを呼んで自由な意見交換の場を作っていたりしたのが印象的でした。

最後に、私の活動としましては、民法の全面改正と新たに商法を作るといふことの支援が要請されまして、それに関するコンセプト作りを行いました。これも先ほどからヴィエトナム等の話にもありましたように、日本の民法等にはないような多元的な所有権であるとか、公法的な規律というものがたくさん入ってしまっていて、そういうものをどう整理するか、あるいは向こうの意向としては、そういうものを更に増やしていくような面もありまして、その辺りのところをどうしていくかが今後の課題になっています。さらに、向こうの学者の場合は、若い20代ぐらいでは英語を話す人はいますが、上の世代はすべてロシア語のため、日本の民法と商法のロシア語訳を作りました。日本民法に関してはほぼ下訳が終わりまして、先ほどからいろいろ議論されています専門用語の確定等を今から詰めなければならないという状況にあります。

それから、最後に、現在の状況としては、法整備の第1段階としての民法や商法の制定に向けた、たたき台のたたき台といったような作業をやってきたという状況にあります。コンセプトを一応作った、それから、民法や商法のロシア語訳の作成をやった、あるいはやりつつあるといった状況にあります。引き続き、そういう点では専門家等を派遣し、この活動を継続する必要があると考えております。それから、ウズベキスタンにおける日本の法整備支援、2年前に始まった新しい事業で、現在では、JICA を始め法総研、そして名古屋大学といったようなところがそれぞれの立場から協力しながらこの事業に取り組んでいます。さらに、2002年10月には日弁連の方々も初めて訪問されまして、日弁連の方でも何らかの活動をされるのではないかと期待しています。そういう状況ですので、短い期間、性格を異にする多様な機関、団体がようやく参加する段階に入ったというふうに考えます。したがって、これからこの国における日本の法整備支援を考える際には、政府関係機関、とりわけ JICA あるいは法総研、それから大学・日弁連といったような民間の連携・協力を図りながら、今まで以上に連絡を取り合って、それぞれの活動状況を把握しながら、協力を更に進めていく必要があると考えております。

少し時間をオーバーしましたが、これでウズベキスタンの現在の状況報告とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【山下】 どうもありがとうございました。続きましてインドネシアですが、インドネシアは私が若干報告いたします。他の専門家と違いまして、インドネシアに滞在したことはありません。2002年の1月になります。2週間 JICA の調査団として1回行きまして、さらにその半年前に JETRO の関係で会議に行った程度であります。インドネシアに何年も滞在された方がこの中にいらっしゃるかと思いますが、司法の目から、JICA の調査団として実施した目から話したいと思います。

インドネシアについては、情報収集段階であるというのがまず第1であります。第2として、インドネシアを語るときには必ず言われることが、司法における汚職問題であります。それが第2の問題であります。それから、調査して分かったことは、自分の勉強不足もありますけれども、インドネシアでは、他の支援機関がかなり先行しておりまして、日本はいわゆる箱物支援だけをやってきたという状況であると、こういう三つの特色があると思います。

日本とインドネシアは、経済関係では多分既にかかなりの交流があります。しかし、JICA が知的支援、法整備支援として始めようという気になったのは、2001年の9月に当方に話がありました。メガワティ大統領が日本に来るという話がインセンティブになったのかもしれませんが、また、2003年1月下旬に再度調査に行く予定になっております。

行って分かりましたことは、法制度だけ見ると、これは私がヴィエトナムをやっている良かったと思いますが、インドネシアの人も周りの人もあまり気付かないのですが、ヴィエトナムの法制度と非常によく似ているのです。共産党がないだけです。共産党がないから、逆にいろんな意見の者が一番トップ、国民協議会というところにいるのですが、あまり統制がとれていないという印象です。それは特に開発独裁が終わった後の現在の状況下で言えることです。それが一つであります。それで、司法の独立とか、司法の透明性に問題があるということがセミナーや非公式会談でよく出てきます。2002年1月の時点で分かっていたことは一つでした。インドネシアでは、実は1999年に5年先を見て、つまり、2004年を見て、下級裁判所の管轄が司法省から最高裁判所に移すことに決めております。これは日本の過去の経緯と同じであります。しかし、セミナーあるいは対話をしておりますと、日本の憲法裁判所の経験を知りたいという質問がきます。それから日本の司法委員会という裁判官を任命する経験を聞きたい、こういうものがありまして、それはインドネシアにとって何か非常に問題になっているのかと聞き返しますと、いや、まだ議論を始めたばかりだという答えだったのですが、実際には2002年の8月に憲法改正が行われまして、憲法裁判所の設置もうたわれております。司法委員会の設置もうたわれております。つまり、現存の司法が信頼できないために、憲法判断に関する別の機関を設けましょう、裁判官の任命をちゃんとするために司法委員会を設けましょう、そういう宣言がなされただけで、実際には下の方は動いていないという状況であります。

この司法の汚職というのは、ほかのいろんな面に影を落としておりまして、支援機関の移り変わりもその反映だと思えます。支援機関自体は移り変わらないのですが、どういう支援

手法でやるかということで移り変わっております。といいますのは、最初のころは、国家機関である BAPPENAS（バペナス）という援助受入窓口機関があるのですが、ここを通して国家機関に直接支援していた。ところが、これはどうもうまくいかない。そうなりますと、今度は、確か大統領令で設置された国家法制委員会（KHN）というのができたのです。1999年から2000年辺りですけれども、半官半民のようなものですが、そういうところを通して支援しようとしていた。それもどうもメガワティ大統領に代わってから少し状況が変わってきた。そうしますと、今はインドネシア統治改革パートナーシップという基金のようなもの、これはドナーが金を集めて、そこに各機関がプロジェクトを申し込んで、その申込者のプロジェクトは認めると言って金を出すわけです。つまり、民間であります。流れとしては、国家機関から半官半民、民間と流れている。これは要するに、国家機関、公務員が信用できないという背景がありまして、どうも金は民間の方、あるいはドナーの方で握るけれども、プロジェクト提案はあなたたちがしなさい、こういう流れになっている。それもやっぱり背景には同じようなことがあるのだと分かりました。

インドネシアの特色で、一つ言っておきたいのは、皆さん御存知ないかもしれませんが、実は日本の警察が支援に入っております。これは、インドネシアには警察から日本大使館にアタッシュェが行っております、その専門家として過去のアタッシュェの人が行って非常にすばらしい活動をしているという評判であります。送られた人も、日本で県警本部長を経験した非常に立派な方が送られております。あるモデル地区をつくりまして、そこで支援をしているということもあります。それを前提としますと、今後どういう支援ができるかということの参考になると思います。

相手と対話しておりますと、日本には行動規範というものがあるか、裁判官の倫理・規範があるかと、それはありませんと答えますね。陪審制はありますか、ありませんと。憲法裁判所はありますか、ありません。司法委員会はありますか、ありません。日本は何を支援するのですかとまでは言いませんけれども、いかにもそういう質問、全部答えていくとそうなるのですが、そこで、では、インドネシアに今ないものと同じだ、日本にも同じものはないと。なぜ日本の司法は信頼されていて、インドネシアの司法は信頼されていないのかということに行き着くわけです。結局、人の問題であるということです。すると、インドネシアの人が驚くわけです。ほかのドナーからこういうものを作れ、作れと言われている。日本はないのになぜうまくいっているのだ、こういうふうに聞かれるわけです。信じられないという反応があります。信じられないなら、英語版で出ている司法制度改革審の報告書を見てくれと答えることにしています。これはいつも研修で言っていることなのですが、司法に関するいろんな問題が、最高裁にも耳が痛いこと、弁護士会にも耳が痛いこと、検察庁にも耳が痛いことが指摘されていますが、corruption の“c”の字も出てないのだと。要するに、それは日本では問題にされていないのは間違いのないのだから信用してくれと説明するわけです。そういう対話があります。それに基づいて、じゃ、日本は何を支援できるのか。そんな行動規範を作ったところで、作るのは作っていいですけれども、確かこれはカンボディアでも問題になったと思うのですが、事件の配点方法からして裁判所の所長が全部握っている。そこ

に利権が生まれる。なぜ利権が生まれるかは日本の感覚ではよく分かりませんが、そういう事件配分の透明性あるいは事件の配分、陪席とか裁判所、もちろん向こうは全部合議体ですから、そういう配分はあまり問題にならないのかもしれないかもしれません。もしそういう制度的なことを助言していけば、何とかなるのではないかというような気が私はしております。以上であります。

続きまして、ベトナムになるのですが、ベトナムは現在、現地でセミナーを開催しております、日本に来ることはできませんので、ビデオを作ってもらいました。11分ぐらいのビデオですので、それを御覧いただきたいと思っております。

(河津慎介長期専門家によるベトナム現地報告のビデオ上映)

【柳原】 こんにちは。本日はベトナムに派遣されております長期専門家を代表いたしまして、河津専門家からベトナムの法整備支援の現状と概要について御説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

【河津】 よろしくお願いたします。

【柳原】 それでは、河津さん、まず、ベトナムの法整備支援の現状について御説明をお願いいたします。現在、ベトナムの法整備支援はどのような段階になっておりますでしょうか。

【河津】 2003年の3月31日で、このフェーズ2が終わるという意味で、フェーズ2の最終段階、最終総仕上げの段階にあると思っております。

【柳原】 具体的には、どのような活動をしておりますでしょうか。

【河津】 具体的に言いますと、私たちのフェーズ2のプロジェクトは3本の柱があると思っております。まず1本目は個別立法支援です。これは、ベトナムのその時々々の個別立法のニーズに合わせて日本側が支援をしていくと、アドバイスをしていくという形です。それから、2番目は共同研究です。これは、3年間を通じて一つのものを作り上げるということで、具体的な活動としては、民法の改正共同研究が挙げられます。それから、3本目は、人材育成です。人材育成は、具体的に幅広い人材育成をしていくということがまず一つ挙げられるのですが、特に私たちのやっているのは、司法省の下にある法曹養成学校を中心にして、カリキュラムの作成支援やマニュアルの作成支援、そういうことをやっています。したがって、民商事法を中心としながらも、幅広い支援をしているということが特徴だと思います。

【柳原】 今、司法省という名前が挙がりましたが、カウンターパートとしては、どの機関がカウンターパートとなっているのでしょうか。

【河津】 立法を具体的に担当しているのは司法省になります。それ以外に、最高人民裁判所、それから、最高人民検察院が私たちのカウンターパートになっています。したがって、具体的に言うと、立法だけでなく、司法の分野も対象にしており、民商事法だけでなく、刑事分野も対象としているということが言えると思っております。

【柳原】 対する日本側の体制はどのようなふうになっておりますでしょうか。

【河津】 具体的に言いますと、国内支援委員会の方も法曹三者、すなわち法務省、最高

裁判所，日弁連が参加しており，あと名古屋大学等，大学の方も参加するという形で，非常に強固な国内支援体制を持っているということと，それから，現地側の方にも法曹三者すべてが長期専門家を派遣しているという意味で，非常に大きなプロジェクトだということが言えると思います。

【柳原】 一言で言いまして，ヴィエトナムの法整備支援の特徴と言いますと，どういった点を挙げるができるでしょうか。

【河津】 ヴィエトナムは非常に意識が高いということが言えると思います。具体的に言いますと，完全に各ドナーの言いなりになるとか，各ドナーの知識に依存するというのではなくて，あくまでも，支援は補助的に使うという考えです。したがって，ヴィエトナム側には，作り上げるものに対して，適切ないろいろな幅広い知識を得たいということが根幹にあるということが非常に大きな特徴だと思います。

【柳原】 河津専門家は，ヴィエトナムに来て3年近く経つと思うのですが，これまで現地で活動を行ってきて，有益な体験ですとか，経験としてどういったものがあるでしょうか。

【河津】 まず，一つ大きなものとして挙げられるのは，ヴィエトナムという国は，人と人とのつながりを非常に重視するという国です。したがって，私は既に3年間ここにいるわけですが，ヴィエトナムの方たちとの人的なつながりが出来てきたのです。これによって，私たちの活動は非常に広がってきたということは，一番有益な体験ではなかったかなと言えると思います。

【柳原】 人と人とのつながりを重視するということですが，当然，最初のころは，現地活動をする上で，多くの困難に遭遇したと思うのですが，これまで現地で活動されてきて，どういった苦労があったかという話をお聞かせ願えますでしょうか。

【河津】 第1に，特に最初のうち，人的つながりがなかった段階の話なのですが，ヴィエトナム側が持っている情報と私たちが持っている情報が必ずしも一致していなかったということが一つあります。というのは，例えば，この話というのは，大きく，ドナー側のコーディネーションという話にもつながっていくのですが，実際にヴィエトナム側がやってくれと言ったことが，違うドナーに対して同じことをやってくれというふうに言っているケースが昔はよくあったのです。しかしながら，ドナー側ではそれを知らずにやってしまった結果に，無用な重複が生じたということがありました。

それから，あと一つ，先ほど申し上げた，非常に良かったと思う体験と表裏一体の関係にあるのですが，ヴィエトナムという国，ヴィエトナムの人たちというのは非常に人的な関係というものを重視するのですが，逆に言うと，人的な関係を持ってして物事を何か先に進めていきたいというふうな過度とも言えるような人間的な関係に対する依存があるということが困難の一つの原因だと思います。

それから，話がまた戻ってしまうのですが，ドナーの関係なのですが，現在で言えば，若干，特に去年から行われているLNA（リーガル・ニーズ・アセスメント）という作業を通じて，ドナー側の情報共有が非常に進んできたという意味で，改善している方向にはあるのですが，今，法整備支援をやっているこの国におけるドナーというのは，10をは

るかに超えていますので、その中での情報共有、また、その中でいかにうまく住み分けていくかということが非常に問題になっているということがあります。

ついこの間、LNA というものを通じて、ジョイント・プロジェクト・フォーミュレーション・ミッション、新しいプロジェクトを作っていこうと、そういうミッションがあったのですけれども、実際にジョイント・フォーミュレーション・ミッション自体は必ずしもうまくいかなかったのです。それはなぜかという、ドナー側がみんな均一で、必ずしも強いドナーがないし、ベトナム側にも強い機関がなく、調整機能がうまく働かないのです。だから、結果的に、ドナー側がそれぞれ独立に情報共有だけをしていくという状況で、必ずしもドナー側全体、ベトナム側全体が一つの方向に向かって、調整をしながらやっていくという形にはなかなか得ない社会ではないかなと思います。

あと一つ、これは特にプロジェクトの1年目にあった話なのですけれども、現地側と国内側のコミュニケーション、やはりベトナムにいる人たちと日本にいる人たちというのはかなり遠いところにいるということもあって、コミュニケーションが必ずしもうまくいかなかった部分があったかなと思います。そういう意味では、ある種、コミュニケーションをうまくするような方策を確保した方がよかったのかなというのは、困難としてあったことでございます。

【柳原】 2003年の3月で、フェーズ2が終わるということですのでけれども、今後の方向性、どういうふうになっていますか。

【河津】 実際にリーガル・ニーズ・アセスメントの報告書でもあったのですけれども、ベトナム側のニーズは非常に高いものがあります。今後10年間で、司法改革をして、それから立法改革をしていくということを彼らは目標に掲げていて、そういう意味で言うと、ニーズは非常に高いのです。特に高い分野として、まず一つは、司法改革です。例えば、裁判制度を変えていくとか、そういうものが一つありますし、それから、あと、ベトナムはどうしても2006年に WTO の加盟を果たしたいと考えています。しかし、今までのベトナムの法体系では、どう考えても WTO に加盟できないので、それに対する、それに即した法体系を作っていきたいということのニーズがあります。この中で私たちは、先ほどフェーズ2が最終段階にあると申し上げましたけれども、では、フェーズ3をやるのか、やらないのか、やるとしたらどういうことをやるのか、これは一つの大きな問題になってくるのではないかと思います。やはりフェーズ2は非常にいろいろなことをやってきたのですけれども、いろいろなことをやってきただけに、では、一体一つの目標が何だったのか、一体何が私たちの努力の成果だったのか、それは必ずしも見えなかったかもしれません。例えば、個別の立法支援をやったときに、それがどういうふうに立法に反映されたのかということあまりよく分かっていなかったのです。そういうことが一つ、フェーズ2ではある種の反省点となり得るのかなと思っていて、逆に言うと、例えば、フェーズ3を作るのであれば、ある種、戦略をきちんと立てて、目に見える目的、成果をはっきりさせて、それでフェーズ3を作っていくのが一つの方向性としてはあり得るのだろうなと思っています。

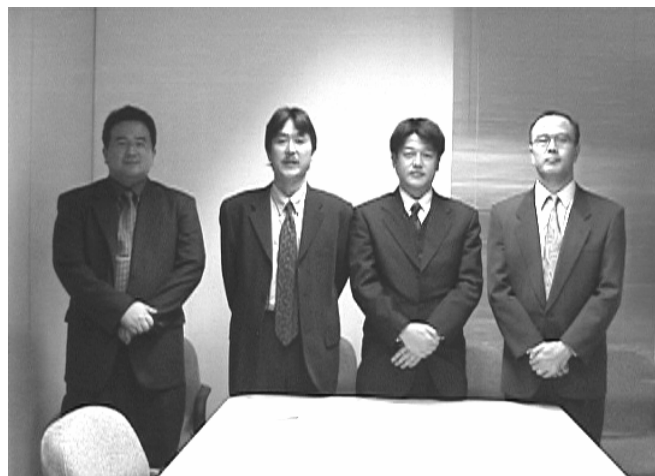
あと一つ、これは私が個人的に思っていて、実際にそうした方がよいのかなと思っています

のは、現地専門家が長くいることによって作られた人的な関係に基づいて活動していくとすると、例えば、その人が代わったときに、すべてがまたゼロからのスタートになってしまう。そういうふうな人的な関係に依存するような形ではなくて、あくまでも、プロジェクト体制の中で、人が代わってもプロジェクトはきちんと動いていく、そういうふうな形でやっていく必要があるのかなと思っています。

【柳原】 以上、現地専門家から御報告いたしました。

【山下】 どうもありがとうございました。

ベトナムには現在4名が行っておりまして、一番左側の方が裁判官判事補の杉浦正樹さん、左から2番目が河津慎介さん、3番目が柳原克哉、当部から出向している検事です。4番目が大阪弁護士会から行っております弁護士の塚原千秋さんでございます。以上です。



それでは、予定の時間も押してまいりましたけれども、JICAのアジア第一部の次長をされております中野次長からODAを実施する側という目で若干お話しさせていただきたいと思っております。中野次長は、2002年1月、私と一緒にインドネシアに行きましたので、多分インドネシアの法律の事情も御存知だと思いますので、法整備の分野ではいろいろな側面を見つつ、ODA実施の問題を御存知かと思っております。よろしくお願ひいたします。

【中野】 御紹介いただきました中野でございます。今朝、お話しいただきました諸先生方、あるいは午後、現状報告をいただいた現地専門家の方々には、JICAから常に難題と申しますか、難しい状況の中で、知恵と工夫をいただいて、相手国に対する支援をより実質的に意味のあるものにするために日ごろから御支援をいただいておりますので、重ねて、この場を借りて御礼を申し上げたいと思っております。今日お集まりの方々、私どもから申しますと、こうした法整備支援あるいは司法改革支援に向けて御関心をお持ちいただいて、将来は、自分としても参画してみたいというお気持ちがお有りの方もいらっしゃると思っておりますので、そうした中では、皆様の御指摘あるいは御批判、あるいは御指導、御助言等も賜りながら、私ども、仕事を進めていきたいと思っております。

今朝、最後のところで、田中教官から御説明のありました現状のアンケートの分析と、そ

れに対する問題認識，対処方針あるいは解決策というのは，非常に網羅的に分析されておりまして，体系的に整理されておりますので，私ども，実施機関からあえて申し上げることはないのですけれども，多少重複するかもしれませんが，4点ほど，配付資料（本誌118ページ参照）の中に書いておきましたので，簡単に内容について付言したいと思います。

私ども，法整備支援は，他の途上国に対する開発支援と同様に移行期といいますか，大きな変化の時期にどのように対処するか，相手国が協力を必要としているときに，我々がどうした内容で力を差し伸べられるかということが中心になろうかと思っております。

戦略がない，あるいは方針がないと言われますが，大まかに申し上げますと，こうした移行期の国はそれぞれ移行する原因とか，背景とか，あるいは将来向かっていく方向については様々でございますが，日本が考えております，あるいは JICA が考えております考え方としては，例えば移行するときに，アメリカ型の方向に改善していこうとか，ヨーロッパ型にしたいとか，あるいはアジアの中心的な日本型のものも捨て切れない，日本型のもの長所を取り入れていきたいという意向がありまして，そうしたものにどうこたえるかというのが私どもの一つの使命になっていると思っております。日本型にしたいというのは，よくお話があるように，明治維新の経験とか，戦後の急速な経済成長とかいうところが例に出されまして，お世辞の部分もあると思っておりますけれども，アジアで共通する価値観というところを強調される方も多くおられます。それから，もう一つの意義は，欧米勢が非常に強力な中で，バランスパワーといいますか，代替案を考える中で日本の経験を活用する支援を得たいということも開発途上国の意向かと思っております。

手探り，手作り，試行錯誤という言葉がございましたが，ようやく現在の段階では，経験を蓄積して，教訓を共有しながら計画的な支援を今後工夫していけるような状況になっているのではないかと考えております。私ども，相手国に対する支援を考えるときに，大まかに言って，4タイプがあると考えております。まだまだ経験が少ないところでは，大勢追随型とでもいうのでしょうか，人材育成が非常に重要だと言われれば，他の援助機関がやっておられるのと同じように，教育訓練を重視しながら進めていくという考え方もございます。それから，例えば，日本が欧米に対して代替案といいますか，アジアではこうしたものが通用する，あるいは有効であると考えられる場合には，違う考え方を示していくというアプローチも持ち合わせております。ですから，例えば，カンボディアの草案，法案の策定支援がフランスのやり方と違って，共同研究ということを重視してきましたのは，お互いに根付くようなものを協同して作り上げていくことが，回り道でも，現地語も活用しながらやることがかえって有効であるという，ある意味で代替案を示したということが言えると思っております。あるいは，日本はニッチといいますか，非常に有効な部分について支援を展開しておりますので，日本の比較優位を活用しながら，どこに支援をすると一番有効なのかということも考えていきます。

今後おそらく，例えば，市場経済化が進み，過酷とも言えるような競争社会が生まれますと，そこにはどうしても弱者といいますか，被害を受ける方が出てきますので，そうした人たちに対して，どのようなセーフティーネットを供与していくかというような新しい分野の

法整備支援なり、あるいは日本型の支援が必要になってくる事態も考えられると思います。一つここで強調させていただきたいのは、日本の ODA に対する支援、先ほど各方面からお話がありましたが、ODA 予算を伸ばして、もっと海外に支援をする必要があるというようなところについては現在多少陰りが見えております。1990年代当初には、私はパリの OECD で援助政策の審査を担当しておりました、当時は、日本が援助量では1位で、「自信の日本」、「模索の欧州」、「低迷のアメリカ」というような表現が当たっていたわけですが、現在ではそれが多少変化しております。アメリカは、安全保障ないしは2001年9月11日事件の後、あつたテロ行為が起こる背景を念頭にどのように国際支援を展開していくかというところで、新たな方向性を見極めておりますし、ヨーロッパでは、各国の社会民主主義政権が標榜する貧困削減、あるいは貧しい人たちの生活水準向上というところに新しい方向を見出して、ODA の支持基盤を強化しております。今、日本では、そうした ODA に対する支持基盤がソフトになっている、軟弱になっている実情がありますので、援助の効果をより実感できると思いますか、実践的に日本にどのような裨益が戻ってくるかという点も強調して、我々、案件を形成していく必要があると思います。これは卑近な言葉で言うと、「情けは人のためならず」といいますか、あるいは我々が途上国に支援することは将来に対する、我々に対する投資であるというところで共有化できるところがあるのではないかと思います。

3番目は、移行期、市場経済化、民主化あるいはより信頼できる政府の在り方というところに向けての知的支援は、法整備支援あるいは司法改革支援だけではありませんで、経済政策をどのように持っていくか、マクロ経済、政府の財政、金融、産業政策あるいは農業・農村分野の改革について、同じようにインドシナの移行期の国に対して支援をしております。インドネシアについても司法改革支援と経済改革支援を新たに始めました。そうした意味では、両者に共通性があるということが言えようと思います。それから、そうした国には、人材育成センターということで、幅広くビジネスの分野を担う人たち、あるいは日本語の教育、あるいは文化交流、あるいは研究協力という分野で、その国に開かれた日本の窓口として機能する「日本センター」というものを設置しております。

最後に、「三位一体」という言葉が日本は好きで、1980年代、1990年代、日本の ODA が成功したのは、三位一体の要素があったと言われております。それは、ODA で、道路、港湾、通信網あるいは電気などのインフラを整備して、それに対して日本の企業が海外直接投資で現地生産に乗り出して行って、生産されたものが日本ないしは欧米あるいはアメリカに輸出されて、その国の経済成長の基盤が出来、飛躍的に進歩したという経緯・歴史がございます。ただ、経済だけではなくて、もう少し社会の仕組みを変えていくということになりますと、そこに書きましたように、ソフトウェア、ハードウェア、あるいはそれを使い切る人間の育成に焦点を当てて支援していくことが必要ではないかと考えます。そうした中では、先ほど御紹介がありましたが、現地の研究者の方とか、現地の専門家、あるいは近隣国の専門家という方々も活用しながら、有効で比較的实现性の高い案件について、今後とも支援を展開してまいりたいと考えておりますので、今日、この場を借りまして、問題提起を差し上げて、皆様方の御意見、御指摘あるいは御批判等も賜れば有り難いと思います。

【山下】 どうもありがとうございました。それでは、質疑応答に入りたいのですが、竹下先生が午後3時までですので、まず、竹下先生に対する質問を優先したいと思います。質問票が出されておりまして、初めに、早稲田大学法学部比較法研究所の戒能通厚教授から出されております。カンボディアの法整備支援の場合に、訴訟法の基本構造について、カンボディア側とどのようなすり合わせがあったか、これがまず第1点目の質問です。それから、先ほどの話では、カンボディアが現状を変革しようという観点から、一定の構造を持ったシステムを導入するということになると思うけれども、この方法は、法整備支援における戦略と考えられると思うが、そういう法の支配を受容しようとする国であるかどうか、そういう基準は戦略の内容に含まれるのでしょうか。これが第2点目です。3点目として、訴訟法と実体法の関連について配慮したことが何かありましたら、お聞きしたい、こういう内容だと思いますが、もし違いましたら訂正してください。よろしいでしょうか。では、竹下先生、お願いいたします。

【竹下】 御質問ありがとうございました。それでは、まず第1点でございますが、カンボディア側と訴訟法の基本構造についてどのようなすり合わせがあったのかということでございますが、午前中の報告でも若干触れましたけれども、例えば、陪審制、参審制というような国民の司法参加制度を取り入れるのか、入れないのか、それからまた、第一審の裁判所を合議体で構成するのか、あるいは単独制でやるのかというような問題。その他、午前中に挙げたようなことについてすり合わせをやりました。具体的に合意に達するまでに時間のなかった問題の例として二つばかり挙げたいと思います。第1は、カンボディアでは、現在は、「調査手続」と翻訳している手続があり、民事事件であっても、刑事事件の予審のように、裁判官が一方の当事者だけからまず該当事件の事情を聞き、次に他方の当事者から事情を聞くという手続があります。それは、一般公開という意味で非公開であるのみならず、当事者公開という意味での対審的な構造もとっていない手続であります。

カンボディアの人たちは、裁判官が直接当事者からいろいろ聞き、尋問をするというようなことが、カンボディアの従来の訴訟に対する観念からすれば、不可欠だと言われる。しかし、それは、どう考えても、我々が考えている近代的な法治国家の訴訟制度としてはおかしいのではないかと。相手方当事者を立ち合わせずに、一方の当事者からだけ資料を得て、それがそのまま判決の材料になるということは、近代国家では認めがたいことだということで、いろいろ折衝しまして、最終的には、日本の新しい民事訴訟法でも認めている弁論準備手続のように、相手方の立合いを認め対審構造だけは維持するが、傍聴人を入れないという意味の非公開の手続とする。しかし、そこで行うことは、争点整理に限られることにしました。それから、もう一つ例を挙げますと、「法の定める裁判官」の原則を採用するか否かの問題があります。カンボディアでは、これまで、ある事件が裁判所に訴えられると、どの裁判官がそれを担当するかは、裁判所長が決めるということになっているのです。これが、いわゆるコラプションの弊害につながりやすいのです。ところが、フランス革命以来の近代司法制度の大原則として、「法律に定める裁判官」による裁判を受ける権利の保障という原則があります。日本では明治憲法24条に定められていた原則でございますけれども、それは、どの事件をど

の裁判官が担当するかは、あらかじめ定めたルールに従って決めるべきだという原則です。裁判所長が裁量で、この事件はあの裁判官にやらせてやろう、これは自分がやるというようなことをすることは、恣意が入る余地があって好ましくないというので、改めることにしようと提案しましたところ、向こう側もその意味を了解して、そういう原則を入れることにいたしました。例えば、そういうようなことでございます。

それから、2番目の御質問に対するお答え、必ずしもこれは御質問に対する直接の答えになっているかどうか分かりませんが、私が午前中に、現在我々が考える法整備支援は、法の支配の妥当する民主国家体制を作るための法整備を支援する、あるいはその国自身がそういう意志を持っていることが前提になるということを示しましたが、これは、ある程度、長期的な視点も入れたことであります。ですから、当面は、市場経済を確立することが重要で、それができなければ、その国の国民の生活それ自体が維持できない。したがって、外資を呼び込むためにも、そういう意味での市場経済を確立するために必要な法整備をしたいと考えている。しかし、それは必ずしも民主的法治国家の原理を確立することと直接結び付くものではないというような場合でも、長期的に見れば、市場経済が導入されて、次第に民主的法治国家体制に移行する方向に行くのであれば、午前中の私の発言は、そういう場合に、法整備支援をすることを拒否すべきだという意味ではありません。

それから、3番目の、訴訟法と実体法との関連ですが、これはなかなか難しい問題であったわけです。同じ日本で起草支援をしているのですけれども、民法と民事訴訟法とを同時並行的にやっているものですから、その間で、常に意見交換をしながら、作業を進めるということは、実際問題としては相当難しいわけです。この問題が、最も直接出てまいりますのは、判決手続の場面よりも強制執行の場面、とりわけ、不動産に対する強制執行とか、担保権実行の場面です。御承知のように、ヨーロッパ諸国でも、不動産に関する権利というものは非常に多様です。したがって、民法の方で不動産法をどう規律するか。一番簡単な例を挙げれば、土地と建物を一つの不動産として考えるのか、別個の不動産として考えるのかということによって、強制執行の仕方は違ってまいりますし、担保権としていかなる権利が認められるのかが決まらなければ、担保権実行の手続を定めようもありませんので、この点は、民法の方の御協力をいただきました。民法作業部会での原案をこちらに見せていただくのは当然で、それは前からやっていることですから、そのときは特に必要だということで、民法部会の方から4人の委員に我々の作業部会に出席していただいて、こちらからいろいろ質問をして、答えていただき、こちらからも、注文を付けて、民法の方を直していただいたところもあります。そういう形で調整をいたしました。

【山下】 追加質問もあるかもしれませんが、もう1問出されていますので紹介いたします。立命館の鈴木康二さんからですが、鈴木先生は以前、国際協力銀行にいらっしゃった方です。質問は一つであります。市民社会化＝市場経済化ではない国があり、こういう体制移行国の法整備支援では、民法、民訴法を立法しても、商取引の準拠法にも紛争処理法にもなっていないという問題があると考えており、例えば、ウズベキスタンとヴィエトナムは、私人間の取引と商取引を分けて立法する方針である。カンボディアでは、こういう問

題はなかったのでしょうかということですが、私なりにこの背景を説明しますと、社会主義国では、民事法と経済契約法を分けて、私人間の取引は民法、商取引は経済契約法、あるいは商事法は経済裁判所というのがあります。つまり、一般法、特別法の関係ではなくて、並列にあるので、民法、民訴法をカンボディアで起草したところで、実際の商活動には使えないのではないかという前提があります。

【竹下】 実体法に関する部分は民法の問題なので、私どもの方で一般の民事取引法あるいは民事契約法以外に、商事契約法というようなものを想定して何かするというわけにはまいません。ただ、共通の問題としては、裁判所構成法というものは、カンボディアの場合には、フランスの植民地であったという歴史的な事情から、フランス法の考え方が強く反映されておりまして、商事裁判所あるいは労働裁判所というようなものが予定されておりました。しかし、カンボディア側との了解では、そういう裁判所、これはまだ現実にはできていないわけですが、仮に将来できたとしても、原則的には、我々が今作る民事訴訟法が適用になる。ただ、これらの裁判所では、扱う事件の特性に応じて、手続も一般民事訴訟手続とは違ったものとする必要のある場合もあり得るわけでありまして。そこで、もし将来、商事裁判所が出来て、商事事件に固有の訴訟法を作る必要があるということになれば、我々としては、それを否定しないという考え方でやっておりました。しかし、私どもとしては、今回作った民事訴訟法が、カンボディアの経済的発展と直接かかわりのあるような紛争事件には適用にならないことになるというようなことは考えておりませんし、先方もそういうつもりでいると思います。ちなみに、カンボディア民事訴訟法案第1条では、「民事訴訟に関する手続は他の法律に特別の定めがある場合のほか、この法律の定めるところによらなければならない。」とあります。したがって、今申しましたように、特別裁判所で民事訴訟法の特別法として、部分的にそれを修正するような訴訟手続法が出来るということを全く否定しているわけではないと申し上げておきたいと思っております。

【山下】 ありがとうございます。これは、ヴィエトナムやカンボディア、両方携わった先生もここに大勢いらっしゃいますので、もし必要があれば、また第二部の方でお願いしたいと思います。それでは、パネリストの方への質問を、もしございましたら、フロアからいただきたいと思っております。なければ私が質問いたします。多分、坂野専門家が一番長い経験があります。トップバッターで、私の司会も早口であったために、早口になってしまって、十分言い尽くせなかったと思っておりますが、先ほど ICD NEWS に自分の経験を載せるということがありましたけれども、1点、皆さんにこういう苦勞をしたのだというものを御紹介していただければと思っております。例えば、用語確定の際に、旧民法までさかのぼったとか、そういう話を以前伺ったようなことがありますので、その苦勞話がもしありましたらお願いいたします。

【坂野】 訳語と申しますか、クメール語の法律用語を確定していく作業というのは、もちろん私自身一人でできる作業ではありません。カンボディア側の担当者と共同でやっていく作業なのですけれども、具体的な形としましては、起草された条文案をクメール語に訳したものをカンボディア側の担当者と逐条で検討していく際に、用語についても検討するとい

う作業を行いました。日本語では、法律の概念として定着している用語であっても、クメール語ではそれに当たる概念、用語がない場合があります。これはクメール語だけではないと思いますが、ある言語から他の言語に言葉を置き換える際に、どうしても訳しきれない、あるいは特定の言葉で表しきれないという場合がありますので、そういった際の対処方法が、大きく分けて幾つかあります。まずは、造語するというのが一番ドラスティックな方法なのですが、これはなるべく避けたい方法です。特にクメール語は日本語のように漢字という表意文字を使って概念を表すことができない言語ですので、一覧性がないという意味でも、造語は避けました。それ以外に使った方法としては、今、山下教官からも御紹介がありましたように、1975年まで使われていた旧民法や旧民事訴訟法の中で使われている言葉をもう一度復活させるという方法、それから、少し長くなってしまうのですが、説明的にするという方法、もう一つは、日常的に使われているごく普通の言葉に法律的な特別な意味合いを当てはめるという方法が、訳しきれない単語を表すときに対処した主な方法です。

【山下】　カンボディア人も知らなかったような文献を探し出したというような話があったように思いますが。

【坂野】　カンボディア自体は、先ほど1975年にすべての法律が廃止されたと申しあげましたが、廃止するだけでなく、いわゆる焚書坑儒のようなことを行ったために紙になっている文献がほとんど焼かれてしまったという歴史がありますので、残されたわずかな資料を、例えば、国立の書庫から探し出したり、あるいはそれをたまたま持っている人を捜し当てて、片っ端からコピーをさせていただいて、プロジェクトオフィスの方に資料としてそろえました。プロジェクトを始める前にこの作業を半年ぐらい行いました。

【山下】　ありがとうございます。次に、ラオスの専門家に聞きたいのですが、法曹人材が少ない、あるいは主体性がないということになると、例えば、日本が支援する、あるいは他機関でもいいのですが、何を要請してよいかわからない。要するに、自己認識能力が欠如している場合があると思います。かと言って、現在、よくドナーから言われるような先進的な法律を作ってほしいとか、あるいはラオス独自のものを作ってほしいとかいう要請も出てくると思うのですが、つまり、その要請内容に疑義があるのではないか。あるいは日本が考えると、ラオスの人たちにはもっと違うことが必要なのではないかというようなことがあると思うのですが、そういうギャップを具体的に感じたことがあるかどうか。あったとして、どう対処したか、あるいは対処しようと思っているかをお聞かせ願えればと思います。

【工藤】　どこの国でも、多分同じだと思いますが、目新しい法律は好きです。ですから、既存する法律にある問題点を改正して問題をなくすより、それをとりあえず放っておいて、新しい知的財産権法ですとか、格好いい法律をやりたいということはよくあります。そういう場合に、どういう方法で示唆をしているかと言うと、では、今、知的財産権法ではなくて、どんな問題があるのだと言うと、ラオスの生活からは、問題点としては把握しにくく、まあ、ほかの国が作れと、WTO に加盟する際には必要だから作るのだという頭もありますけれども、現実はどういう点で困っているかということをお聞かせ願えればと思います。

今、何が問題かというところまでさかのぼって質問していくと、こちらが考えている基礎科目というか、基本法の方に注意が向いていくということが何回かありました。

【山下】 要するに、十分な対話、あるいはじっくり話すということが必要だということだと思うのですが、ベトナムと違うのは、多分国民性の違いもあると思いますが、現地セミナーでテストをしているという話があるのですが、この評判はどのようなのでしょうか。

【工藤】 おおむね好評だと考えています。なぜかと言うと、現地セミナーで優秀者になり、本邦研修の参加に応募すれば、優先的に採用を考えるわけですし、競争意識も芽生えていることもあります。カンニングがあったと言って怒っている人もいるぐらいですので、テストに対してそれほど反発している様子もありません。あと、テストは、講義の前と後に行っておりまして、講義の効果を測るために、最初のテストにおいては、奇数番号の人はテストA、偶数はBとやって、最後では、逆のテストを受けさせるなどの方法で、効果を測定しやすくしております。また、最初にテストで分からなかったところというのは、講義でも注意が向いて議論が活発になって、ここが分からなかったけど、分かるようになったという効果が実感できるためではないかと思えます。

【山下】 次に、市橋教授に伺いたいのですが、ウズベク特有の伝統ですかね。伝統法といいますと、日本の明治時代を考えても、それ以前のを生かしながらできるかと言うと、近代化するには、そういうものは、まず違うのだという前提があって、なかなか使えないということがあると思いますが、その辺り、ウズベクではどういう状況なのか、説明いただければと思います。

【市橋】 非常に難しいところだと私も思っています。それで、つい最近、マハリヤの調査に行きまして、そこで分かったことは、マハリヤという、これは日本で言うと、市町村よりは小さいですが、現在では町内会、自治会ではない基礎自治体になっているところなのですが、自然村だったものが独立後、行政村になっているというようなところなんです。ここに調停委員会というものがあまして、これが近隣紛争であるとか、あるいは家族内の紛争等々の解決を基本的に担っています。したがって、そういった市民法的なレベルでの紛争は、実際にはほとんど裁判所に行かないです。民事的な表の規律はもちろんあるのですが、それを使う前に調停委員会等で、これが何か独自の地方の掟があって、日本の条例のように規律がきちんとあってという世界でもなくて、全く伝統的というか、文書にもなっていないけれども、倫理的な規律でもって解決をしています。

例えば、高い建物を隣の人が建てようとしていると、ウズベク人にとっては、庭は非常に大事なもので、光が当たらないので、それを削れといったようなことをマハリヤが言うと、それに従うとか、全然親の面倒を見ていなかった人が、親が死んだから突然帰ってきて、この土地は自分の土地だなどと言うと、マハリヤが出て来て、隣の人のものだと言って解決するとか、家族内でけんかが絶えないと、家の中の主人は男であるという精神に立って我慢しろというふうに解決したとか、そういう話が次々に出てくるという実情があります。ただ、様々な土地利用などに関して非常に強い権限を持っていますから、日本で問題になるような迷惑施設等の建設などに関しても、マハリヤの同意がない限りはできないとか、そういう面もあ

りますし、それから、福祉関係で互助的なことをやっているとか、治安の維持に当たっているとか、様々なことをやっています。したがって、非常に古いものと市場経済の、先ほどセーフティーネットの話がありましたが、そういう矛盾を解決していく面と、そこに何かアンバランスの状況で現に存在し、非常に強い力を持っているという状況がありますので、これから実際に様々な立法をしていく際に、こういうものをまずどう考えるのかということからやっていかなければならないということをもすます強く思っているというのが実情です。

【山下】 ありがとうございます。時間が来ましたので、ここで第一部を終了したいと思います。また第二部のところでいろいろな質問もできるかと思えます。2000年1月に、第1回法整備支援連絡会を始めたときには、いろいろな関係機関が発表しただけだと私は聞いておりますが、4回目になって、現地専門家からの報告が聞けるというのは、それだけ経験が積まれたということの意味していると思えますので、こういう経験の共有ができたということだけでも非常に意義があったセッションだと思っております。御清聴ありがとうございました。

(休 憩)

パネルディスカッション 第二部

「法整備支援の新たな展開—その理想像と戦略」

【山下】 それでは、第二部を始めたいと思います。引き続き私が進行役を務めさせていただきますが、この第二部の題名はかなり大上段に振りかぶっております。「法整備支援の新たな展開—その理想像と戦略」と、この題名にふさわしい内容になるかどうかは定かではありませんが、まず私の方から、先ほど午前中に JICA の理事から戦略研究会なるものを立ち上げたという話がありましたので、そこで議論した内容を紹介します。その前にパネリストの方に自己紹介していただきたいと思っています。名前と肩書だけでなく、法整備支援ではどんな経験があるかも言っていただければと思います。では、矢吹先生からよろしくお願いいたします。



【矢吹】 日本弁護士連合会からまいりました矢吹でございます。日弁連では国際交流委員会の副委員長を務めさせていただいております。それと、法整備支援の面ではカンボディア、ヴィエトナムの国内支援委員会の委員を務めさせていただくと同時に、他のインドネシア、ラオス、ウズベキスタンといった国へのプロジェクトにも関係させていただいております。95年から始めましたので、はや7、8年経っております。

日弁連の活動を若干御説明しますと、司法支援の活動では大変優位な地位にあるのではないかと思います。特に開発途上国の市場経済化を志向している国においては、弁護士の地位が非常に低いところが多うございまして、そこに対する支援強化というものが法の支配の実現のためには不可欠であり、ここに集中して法整備支援をできるのは日弁連ないしはその他の弁護士の個人、団体が一番適切であると思っておりますので、その点がまず1点あります。具体的に言いますと、カンボディアで JICA の開発パートナーシップ事業の枠組みでカンボディアの弁護士養成校を今年から立ち上げ、その運営、カリキュラム作り、チュータリング等を行っております。

2点目でございますけれども、これも一つ目と関係しますが、日弁連は日本で法律扶助等の活動を地道にやっておりますが、この法支配の実現のためには、貧困層の裁判所へのアクセスということもそれぞれの対象国では重要な点でございます。こういった日弁連が日ごろ日本でやっている活動を参考にして、そういった対象国でも実施することができるという点があります。具体的には、カンボディアのプロジェクトの中でリーガル・クリニックというものを立ち上げまして、他の法律扶助団体と協力して、貧困層に対する法的サービスの供与ということに対して助言を始めております。

もう一つ付け加えますと、日弁連は会社でも法務省のような官庁でもございませんで、言わば組織があつてないようなものでございます。したがって、人も潤沢にいればいると、言

い換えますと、専門家をお願いする環境をつくれれば、いろんな方に参加していただくことができるということでもあります。具体的に人材バンクを作りまして、既に100名以上の方が登録され、カンボディアの弁護士会プロジェクトでも既に20名、30名の方が参加しています。また、2003年から、経済産業省から委託を受けた CLMV 国に対する IT 調査、これにつきましても IT 関係の専門家を募ったところ、1、2週間で20名ほどが応募してきたという環境にあります。これは私どもにとっては非常に有り難い人材バンクになっているということでもあります。以上、簡単ですが、報告します。

【山下】 では、次に、鮎京教授、よろしくお願いいたします。

【鮎京】 名古屋大学の鮎京と申します。私も矢吹先生同様に、1996年、ヴェトナムの法整備支援が始まったときから JICA の国内支援委員会の委員として今日までやってまいりました。そして同時に、実は1年ほど前に、このアジア法整備支援という問題について、日本の文部科学省が科学研究費を出して研究をなささいという決定をしてくれまして、現在ではこのプロジェクトの責任者をやっております。後に発言させていただきましても、そういう意味で今日は主として、そうした二つの経験に基づいて、その過程で様々な感じたことについてお話をさせていただきたいと思っております。2002年は、先ほど市橋教授が言われましたように、ウズベキスタンにおける伝統法についての国際シンポジウムに参加したり、あるいはこの2002年12月にヴェトナムで郷約という村の掟についてのシンポジウムを行ったりしてまいりました。よろしくお願いいたします。

【山下】 ありがとうございます。引き続きまして新美先生よろしくお願いいたします。

【新美】 明治大学の新美と申します。鮎京さんと同じように、ヴェトナムの国内支援委員会の委員をしております。また、カンボディアの民法作業部会、ヴェトナムの民法改正共同研究のメンバーでもあります。ヴェトナムに関しましては、国内支援委員会の委員であると同時に、1997年にワークショップの短期専門家として、登記法と供託法の講義をしたのが実質的なかわり合いです。また、カンボディアにつきましては、基礎作業の第1回目のワークショップでプノンペンを訪れたということで、ある意味ではヴェトナムとカンボディアに対する民法改正ないしは民法の起草に関しましては、最も初期のころから関係をしております。その立場から、今日はいろんな経験を話させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【山下】 ありがとうございます。続きまして作本さん、よろしくお願いいたします。

【作本】 日本貿易振興会アジア経済研究所 (JETRO) の作本と申します。私どもの研究所は、途上国の政治・経済・社会を主に研究している研究所であります。規模としましては250人ほどおりますので、かなり大きい研究所だということができるかと思うのですが、私どもが代々引き継いでおります考え方というか、立場は現地主義でございまして、途上国は全部入るのですが、アジアの人と同じ目線で物を考えるという現地主義の立場に立っております。私どもアジア法グループというのは研究所で5名ほどしかいないのですけれども、アジア法という研究チームを現在作っております。私自身はインドネシアを担当しております。

現在、JETRO、つまり日本貿易振興会全体ですが、そちらの方で経済産業省の支援を受け

まして幾つかの活動を行っております。例えば、通称、法制度研究会を隔月程度で行っております。あるいは最近、JETROの本部の中に経済法制度課という新しい課、これは法制支援を念頭に置いた課だと思いますけれども、そういうものが新設されています。あと、ジャカルタにおきましてAPECの会議を開催して、その場で法整備支援の重要性を訴えていきたいということがあります。私どもの研究所では、どちらかという地味な基礎的な調査研究ということになるのですけれども、2000年前後におきましてインドネシア、タイ及び中国に関しまして、それぞれ競争法、消費者保護法あるいは会社法という分野で法整備支援の作業を行わせていただいたことがあります。私どもは現在、経常的なアジア法研究といたしまして、予算面は経済協力と法制度ということなのですが、プロジェクトを行ってきております。具体的には、アジア諸国というか、主要国の司法制度、ADR、あと開発の法という視点から経済社会関係の法分野と、現在アジア諸国で関心が持たれております民主化、つまり、これまでの権威主義体制が崩壊していった、民主化をどうやって法律によって植え付けたのか、あるいは支援するのかという法の役割、そういうものを調査しております。併せて海外との共同研究あるいはワークショップ等を開催して、これまで調査を行っております。

私はインドネシアということで範囲が限られていますが、その立場から発言していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【山下】 第一部のパネリストでもありました中野次長、お願いいたします。

【中野】 JICAの方では、最近、国別アプローチといいまして、国の発展段階というのはそれぞれ違うので、個別にきめ細かく、それぞれの国の状況に応じて対応していかなければならないという考え方がJICAの中でもODAの中でも一般的になっております。そうした目的から四つの地域部がJICAに出来ましてから3年ほど経ちます。アジア第一部というのは、日本のODAの大手の受取手であるASEANの10か国と東ティモールを担当しております。JICAの中で、60パーセント弱のシェアということですので、まだまだアジア重視あるいはASEAN重視という観点がございます。その中でも、CLMVという言葉が出ました。これは、カンボディア、ラオス、ミャンマー、ヴィエトナムの略ですけれども、シニアASEANの、例えば、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシアあるいはフィリピンが経済開発についてはうまくテイクオフしまして、次にジュニアASEANあるいは後発組が今移行期にあるわけです。こうした国はまだまだLLDCないしは低所得国で、一人当たりのGNPも500ドルを切るようなところがございますので、支援を強化していこうということで、アジア第一部の中でもインドシナのタイを除くCLMVに対する支援が増えております。

ただ、まだまだ日本の支援は、皆さん御承知のように物的施設でありますとか、道路あるいは発電等のインフラ整備が中心であります。これらCLMVの国における2国間支援では、いずれも日本がトップドナーで一番大きな支援をしておるところでございます。そうした意味では全体の支援がうまくいくようにということで、先ほど申し上げた経済政策支援も日本センターも法整備支援もという重点国の位置付けをしております。こうした法整備支援あるいは知的支援というのは、まだまだインフラに比してメインストリームにはなっていませんが、全体の環境を整えて、総合的にうまく相手国の開発の面倒を見ていくといいですか、助

言をしていく、あるいは側面的に協力をしていくという点では非常に重要です。新しい潮流として、従来のハードなものに対して、こうしたソフトなものも重視しながら進めているという状況がございます。

私自身は国際協力分野で30年近く仕事をしてしておりますが、つい2、3年前までは名古屋大学の国際開発研究科ですとか、あるいは東大の国際協力学科というところで研究者ないしは出前の先生のような仕事をしておりました。その恩返しではないですけども、現地にも行って難しい問題に対処できればと、アジア第一部では知的支援に2年近く取り組んでおりますので、先ほども申し上げましたが、皆さんの積極的な御参加を得てこうした重要な仕事をうまく進めていきたいと思っておりますので、引き続き御意見、御支援等をよろしく願います。

【山下】 どうもありがとうございました。それでは、まず私の方から、このパネルディスカッションを進めるに当たって全体の情報を皆さんにお伝えしたいということで、5分ないし10分、できるだけ5分で簡単に説明いたします。

実は先ほど話しましたが、法整備支援の戦略をそろそろ考えなければならないという提言がありまして、JICAで、これまで法整備支援に主に携わってきた人たちの英知を集めよう、そこで議論しようということになりまして、これが2002年8月から始まったわけであります。目的は、要するに知的支援を手探りで始めていったけれども、対象国も広がり、要請も多くなる、しかし、一方でどういう分野でやったらいいのか、日本の人材もそんなに多くない、それから、法整備支援を始めると一体どこが終わりなのだ、そういう将来を見越してやらなければならないのではないか、そういうことを議論しようという目的で始まりました。現在まで4回開いているのですけれども、メンバーとしてはこれまで携わってきた方ですので、森嶋教授であるとか、鮎京教授であるとか、四本先生という名古屋の方の先生もいらっしゃいますし、それから日弁連の矢吹弁護士、ほかにも財団法人国際民商事法センターなどいろいろな方の出席を得て議論してきております。

そこで何を議論するかといいますと、手法としてはこれまでやってきたことをまず振り返る必要があるだろうと、大分古い言葉であります。総括する必要があるということで、それぞれの機関がいろいろなことをJICAの下、あるいはJICAの外でやっておられますので、そういうことはどういう意義があったか、どういう問題点があったかということの作業を行いました。もちろん、それはヴェトナムであり、カンボディアであり、あるいはラオスであり、それ以外の最近始まったインドネシアであり、ウズベキスタンであります。こういう経験の中に今後何か役立つものがあるかということも議論してきたわけであります。ここで大体浮かび上がってきたのは、最近いろんな報道がなされていると思っておりますけれども、カンボディアの成果というのが一つの教訓になるということが言えます。法律の草案を作るということで目標が非常に明確であり、それから、草案を作るのに相手方の起草作業メンバーが固定しており、対象者が限定されていて同じメンバー、少々の入れ替わりはありますけれども、これをターゲットに置いて4年間かけてじっくり対話して、仕上げていっているのです。それはカンボディアに限らず、ヴェトナムではまだ草案という形のものが出ておりませんが、ヴェトナムでも、フェーズ2という言葉を使っておりますけれども、民法改正共同研

究というものがああります。これは日本側の学者の先生を中心に、それから相手は司法省の起草部会が中心となっています。2000年8月から実働しております、継続的な対話をずっと繰り返しております。やはり1回行っただけでは分からないわけで、何度もそういう対話を続けていきますと、市場社会の前提となる民法はどうあるべきなのか、取引の安全をどうすべきなのかということがだんだん分かってくる。そういう状況が見えてきました。

一方で問題は何かと言いますと、そういう継続的なものではないところに若干の問題が出てきているのです。これは特に研修運営に携わっている私どもにとりましてはよく分かるのですけれども、例えば、日本で研修をやりますと、特定のテーマを設定します。そこにヴェトナムの人が来ます。あるいはほかの国の人 comes。次回はまた別なテーマを設定します。また違う人が来ます。要するに単発の繰り返しになっているのです。現地セミナーもそうであります。現地セミナーの出席者の中には毎回出られる方はいますけれども、少し消極評価の言い方で言えば、やりっ放しのところがあるのです。もちろん記録は取っておりますけれども、なかなか成果が見えない。そういう対照的な面が出てきたわけです。もちろん日本に来ることによって非常に役に立ったという声はあります。そうやっている中でだんだんODAの環境が厳しくなってきました、先ほどラオスの方から報告がありましたけれども、環境の厳しさとは別に、研修などももう少しインセンティブがあるような形にした方がよいのではないかと、ラオスでは相手が応じるのでテストしてみたり、いろんな工夫をして少しでも継続性を持たせようということが出てきました。そういう試行錯誤がありまして、結局、やり方にそろそろ日本としてのスタンスを持つべきであろうということが出ています。

今後どうあるべきかということで戦略ということになるのですが、私は2000年9月の第2回では戦略という言葉は嫌い、基本方針でいいのではないかと、言ったのですけれども、便利なものですから、戦略という言葉で言いますが、そもそも日本には法整備支援における戦略がないのではないかと、理念がないのではないかと、ということがよく言われます。それから、対象国が増えてくると一体どういう国にやるのだと、こういうことにまず基本スタンスを持っていなければならない。それから、対象法分野は民商事法に偏っていないかという疑問が出てきています。日本側の人材も足りないし、今までやっている留学生とかの連携ももう少し足りないのではないかと、ということがあります。JICAの方からは、プロジェクト形式で明確な目標を設定して、指標ができるようなものをどんどん設定して、評価も考えてやらなければならないという議論をしてきております。もちろんここで議論したことが外務省の何かに反映されるとは思っておりません。本当の出だしとして議論しているわけです。

そこで、今回、ここにお集まりいただいた方々も巻き込んで、貴重な意見があればと思ひまして、このパネルディスカッションを行いたいと思ひます。よく言われるのが日本には理念がないのではないかと、ただやっているのではないかと。よく外交でも言われますけれども、その点に関して長く法整備支援に携わっている矢吹先生の方から、ODAの法整備支援、あるいはそれ以外の法整備支援のことで、もし御意見があれば、まず皮切りとしてお願いしたいと思ひます。

【矢吹】 私の方から若干、研究会で話した内容をそのまま申し上げます。皆さんそんなことは分かっている、当たり前ではないかという基本からまずお話をしたいと思います。戦略と言いますと、何のためにするかという視点から話し合っただけです。NGOの活動、ODAの活動を二つに分けさせていただきますと、NGOもそれぞれの設立趣旨、事業目的がありますので、それに羈束されます。その活動に国際協力活動がどうリンクするのかという点が非常に重要な点ではないかと思います。NGOのよいところは交流から始められるところではないかと思います。人材交流は非常に長く時間を要することであって、こういった地道な活動ができるのが実はNGOの一番いいところではないかなと思います。

二つ目のODAですが、これは一言で言いますと、納税者に対してどれだけ説明責任を尽くせるのかということであり、出資者は国民でありますから、国民にきちっと説明するべきであります。何を説明するべきかと言いますと、日本が国際社会の中でその地位を向上させるための活動であると、戦力がない以上、日本のODAは日本の地位向上のために使わなければならないという視点をきちっと明確にすべきではないかというふうに思っております。では、どの分野でどうした活動をするかと言いますと、1992年のODA大綱に掲げられている民主化支援、市場経済化支援、人権及び自由の保障支援といった三つの点が抽象的にはやはり中心ではないか。それは三つ理由があります。一つは、この三つはグローバルに法律家の間で高次の価値観を持っております。したがって、どこに説明するにしろ、ここから始めればきちっと国際社会の中で認知していただけます。二つ目ですが、カウンターパートにとって非常に分かりやすい。この三つから始めることによって、受け入れやすいという点があると思います。これは国内に対する説明責任としても、憲法の中で「国際社会において名誉ある地位を占めたいと思う」という前文から始まる日本国憲法によって、私たちが活動しているということをきちっと説明しやすいというこの3点があると思います。以上です。

【山下】 どうもありがとうございました。今、ODA大綱を前提に話がありましたけれども、この点はODAを取り巻く環境、もっと大きな観点と言いますか、位置付けが分かるように、どのような環境の中でこの法整備支援が行われているのかという観点から鮎京教授にお願いしたいと思います。

【鮎京】 今、矢吹先生が言われたODA大綱ということですが、今、私たちのアジア法整備支援というものがどのような環境の中で行われているのかということで、まず情報提供をしたいと思います。

一つは、既に多くの方が御存知のように、今、日本のODAに対して国内的な批判が非常に高まってきています。ODAをもう一度考え直すという論調の本が年末にも何冊も出るという状況であります。そこでの議論の一つの特色というのは何かと言うと、今、御紹介のあった1992年のODA大綱の3原則、すなわち民主化、市場経済、そして基本的人権というこうした観点から、しかも、対象国としては中国とベトナムという日本が非常に多くのODAを出している国々に対する在り方、それに対する批判という、すなわちそこでの論点というのは、なぜ他国を支援するのか、しかも大きな額でという、そういった批判が寄せられております。そういう意味では戦略論と言いますか、こうしたアジア諸国への法整備支援に携わ

る側はその先にある理念論を明確にしなければならないというのが私の基本的な印象でございます。

それからもう一つの情報は、今、隣の国、韓国で2002年からアジア諸国に対する法整備支援が非常に行われるようになってきたということであります。韓国の援助機関、すなわち JICA に当たるのは KOICA といいますけれども、ここで2002年からアジア諸国に対する法整備支援を始める。そこでの理念であるとか、動機付けを少し紹介してみたいと思います。

これは2002年12月の現地の法律新聞に載ったものを私たちの研究プロジェクトの韓国側の先生が翻訳して送って下さったもので、ここで紹介させていただくのですが、韓国の場合には例のアフガニスタンへの司法分野支援というのが一つのきっかけとなっているということです。それと同時に、近隣の国であるモンゴルへの支援という形で始まっております。ここで重要なことは、韓国においてなぜ法整備支援をするのかという理由付けについてであります。それはこのように2点に要約できると思います。一つは、彼らが言うには、法律文化の輸出というものは、低費用で高効率を持つ国家戦略事業であるという点です。それから、その後が非常に韓国的な状況を表しているのですが、統一後の北朝鮮の効率的な法体制転換のための経験を蓄積するということを述べております。そして、対象国としては旧ソ連圏及びアジア諸国ということで、具体的にはカザフスタン、キルギス、ウズベキスタン、アゼルバイジャン、モンゴル、カンボディア、ミャンマー、ヴィエトナム、ラオスとなっております。そして、彼らが対象とする法律の分野としては、憲法、民商事法、経済法、刑事法、また、人権保護・腐敗防止のための各種の国家制度及び法制度というようになっております。

したがって、また後で日本の理念ということについては発言させていただきますけれども、今、述べたことから最低限言えることは、少なくともこの内外の法整備支援を取り巻く環境、動向に真正面から向き合う形での議論が必要であると考えています。それから第2番目には、先ほど矢吹先生が言われた ODA 大綱の基本理念であるとか、原則論をどのように読むのか、また解釈するののかということ最低限度の認識とした上で議論する必要があるというのが私の考えであります。

【山下】 ありがとうございます。今、理念論から始めますので、もし理念論のことで続けてありましたら、お願いします。

【鮎京】 そうでしたら、もう少し発言させていただけるということで、具体的にもう少し申し上げたいことがあります。今、言いました ODA 大綱の3原則という問題をどう解釈するか、どのように読むのかというのは極めて難しい問題ではありますが、先ほどから出ている議論とのかかわりでより具体的に申し上げますと、市場経済化という一つの考え方なり方向というものが、民主化であるとか、あるいは人権という、その他の2領域とどういうふうにかかわるのかという問題だろうと思います。確かに市場経済化が進展すれば、また、民商事法が制定されていけば、先ほどの議論にもあったように、民主的法治国家へ向かって一つの前進である、あるいは人権の確保へ向けての一つのステップであるということは確かに言えるかもしれません。しかしながら、それと同時に大事なことは、先ほど JICA の中野さんも言われたように、実はそれと同時に、例えば、経済的弱者が存在してくるであるとか、

あるいは逆に人権の侵害という問題も起こってくるのです。私がこの3領域について申し上げたいことは、少なくとも市場経済化、そして基本的人権、民主化というそれぞれのファクターというのは、重なる部分はあるにしても、それぞれ独自のベクトルを持った概念、考え方ではなからうか。そうであるとするならば、これらがそれぞれ独立の内容を持ったものであるということを明確にしながら、そしてこの3点をどういうふうにか考えるかということについては、これまで学問の世界で様々な理論モデルが出されているわけであって、その意味ではこの戦略であるとか理念を考える上では、これは学問に携わる者の特に使命として私は受け止めたいと思うのですが、早急にこの3点の関連をどう考えるかということを経験化していく、その作業が私は大変重要だろうという気がします。

もう一言だけ言いますと、これは何も抽象的な問題として言っているだけではなくて、例えば、午前中の議論の中でロック前司法大臣が立法技術、法の解釈と適応への支援、運用への支援ということを提案されました。この場合に直ちに出てくるのは、ヴェトナムの場合には例えば憲法とか、あるいは法律の解釈権限というのは、御存知のように国会の常務委員会というところにあるわけです。これは中国と同様でありますけれども、そうなってくると立法府自体が自ら作った法律等についての解釈権限を持つという中で、例えば、他国が行っているような憲法裁判所への動きであるとか、そういう動きが他方ではあるわけです。そうなりますと、こうした問題も統治機構全般にかかわる問題としてどうしても論じなければなりません。その場合にこういう支援要請について私たちが支援を受け止めるといった場合には、どのような幅で受け止めていくのかという問題にかかわるものですから、今、述べたようなことを申し上げたということでございます。

【山下】 分かりました。その理念の話から多分それを具体化していくと、どういう対象国とか対象法分野という話にもなっていくと思うのですが、新美教授の方から、これまで民法を中心にヴェトナム、カンボディアでの経験で、もしこの理念論あるいはその分野のことに関して意見がありましたら、よろしく願いいたします。

【新美】 ODA大綱の3点というのは確かにそのとおりですが、一つ考えなければならぬのは、この3点を満たさなければODAはできないのかということだと思います。先ほど鮎京さんもおっしゃられたように、3点を同時に満たすということを持たなければODAはできないということになれば、何もできないということにもなりかねません。一つ言えることは、理念のうちの一つを手掛かりとして、他の理念を配慮しながらODAを進めるというのが一番実務的なことではなからうかと思えます。市場経済というのは国家のシステムの一つでありますので、市場に失敗すれば必ず国家が更生という観点から介入するわけですので、これを3点ワンセットでやらなければならないということは、なかなかODAとしては難しいだろうと思えます。ただ、言えることは、市場経済によって効率性の高い経済システムを導入することは、一つには経済的な国家の基盤を作ることにはなりますので、その程度での三つの指標のベースを作ることにはあり得るだろうと思えます。ただ、これはいろいろな国等の支援団体と話していますが、経済は進んでいるけれども、民主化も人権保護もできていない国もあるじゃないかということをおっしゃるので、そういうことから

すると市場経済だけをやるというのは問題があるというふうに言われる余地もありますが、基本的にはそのプロセスの中でどういうことをアドバイスしていくべきかということになるかと思います。

これまでの現地からの報告にもありましたように、日本のやり方というのは市場経済のための民法とか民訴法を導入するという単純なものではなくて、それを入れることによって国のシステムがどうなるのか、どういう利害と得失があるのかということをお知らせないしは情報提供しながら法案を作っているわけでありますので、その中で幾つかの理念というのは、市場経済化という当面の目標の下で、その他の理念について盛り込んでいるということになっていることも注意しておく必要があります。後でも出てくると思いますが、あるいは先ほど来の議論にありましたけれども、押し付けの支援なのか、押し付けない支援なのかという議論がありますが、押し付けない支援というのは別段どうぞお好きなら取ってくださいというのではなくて、これは医療の分野でよく言われていますけれども、インフォームド・コンセントという言葉がありますように、相互に情報を出し合って、それぞれどういう解決の選択肢があるのかを見ながら方向を探っていくというものでありますので、表現だけで、中身を見ないというのはむしろ不適切であろうと思います。ですから、ODAの3理念について、どこから取っ掛りを見つけるのかということだろうと思います。ですから、他の分野について、市場経済から始まっていった中で足りない部分があれば、次の段階あるいは別のプロジェクトで進めていくということを考える方が実際的ではないのか。そういうふうに私は思っております。

【山下】 ありがとうございます。おそらく鮎京教授が申されたことは、3点ワンセットでなければODAはやらないという意味ではなくて、多分、今までがあまりにも市場経済移行への支援に偏りすぎていて、もしかしたら他を排除しているように見えている、あるいは何もやってないというだけで、もっと間口を広げたらどうかということだと思います。優先順序の問題にもなるかと思いますが、そこで、JICAの支援とは違いますけれども、アジア経済研究所の方から見て、この点に関して何か意見がありましたらお願いいたします。機関代表ではありますが、個人の意見で結構でございます。

【作本】 あくまでも個人にさせていただきたいと思います。今、新美先生がおっしゃるように、市場経済化は必ずしも民主的な、あるいは民主化に結び付く、結び付かないということはあるのではないかと思います。もちろんそれ以外に、移行経済でないインドネシアの国にとりまして非民主的な時代がありましたし、現在、多少とも民主化されているということで、ここで移行経済だけをODA大綱の中で取り上げているということに私は反対したいのですけれども、これを必要とする途上国が法制度について日本に対して期待しているならば、私は支援してよいのではないかと思うわけです。この援助理念につきまして、既に鮎京先生の方からお話があったのですが、ODA大綱が出来た背景には、日本の援助全般ですが、非民主的あるいは軍事的な政権に対して援助しているという批判があったために、こういう大綱で明らかにするという経緯があったのではないかと私は記憶しているのですけれども、そのように考えますと、ODAというこの援助理念を明らかにすべきだということは分かるの

ですが、理念といいますと、我々にはかなり崇高なもの、立派なものというように思えてしょうがないのです。英語で置き換えたら、これはフィロソフィーに当たるのではないかと。変な日本語を持ってくればこれは哲学、援助に本当に哲学は要するのだろうかということで、私は堂々巡りをしているわけですが、そこまで本当に理念というものにこだわる必要があるのだろうかという疑問を持つわけです。かと言ってなくては済まないだろうと考えますと、どうして戦略性との間にずれが出てきているのだろうかということを少し考えていました。

一時期、要綱が出る前後でありますけれども、ちょうど1990年ごろに援助のことを議論した際に、先ほど御紹介がありましたように、三位一体ということで人道主義、これはどちらかと言えば貧困問題を解決するとか、あるいは人権ですとか民主化への配慮です。2点目が経済協力、これは日本との経済関係ということです。ODA そのものがありますし、日本の投資ということもあります。3点目に相互依存関係というものがありました。この相互依存関係というのは極めて内容が定まらない内容かと思うのですが、例えば、日本とアジア諸国との付き合いということでもあります。ここでは先ほど投資と言いましたけれども、そういうもろもろのもの、あるいは日本がどういう支援、又は ODA に期待を寄せるかという戦略的な部分がこの相互依存という言葉の中に入っているのではないかと思います。人道主義は、例えば、民主化、人権に分かりやすくつながる言葉かと思うのですが、経済協力、これは移行経済諸国を扱えば移行化を支援するということになりますので、かつて援助目的として言われていました3点のうちの相互依存関係という考え方が、おそらく ODA の理念という、さも立派そうな概念に当てはめたときにこぼれてしまったのではないかという気がいたします。

話が戻りますけれども、アジアには今、いわゆる民主的な国も非民主的な国もあります。あるいは移行経済の中で民主化につながるだろう、あるいはつながらないかもしれないというような幾つかのグループがあると思うのですけれども、それにしてもアジア諸国がこれだけの経済発展を遂げてきて、国際社会への仲間入りをしたいというのはグローバル化です。あと、移行経済の国につきましては市場経済を取り込みたい、あるいは貧困な国につきましてはより経済発展を高めたい、一方、民主化に進んでいる国は更に遂げたい、あるいは分権化の方に進みたい、こういうふうな幾つかの方向あるいは希望を持っているのではないかと思います。そういうことで、具体的にはアジアの国は司法改革を進めているわけであるかと思えます。

ただ、今のような視点から考えまして、これまで一般的な日本の経済インフラを中心とする ODA から見ますと、幾つか変わり目に来ているのではないかという気がするのです。一つ目に、日本のこれまでの過去の援助は経済インフラ、ダムを造るとか、橋を造るとか、そういうものになんか特化してきた、あるいは継承していたのではないかと。だけれども、ある程度アジア諸国が経済的な発展をエンジョイしたところでは、経済だけではなく、社会発展というものも眼中に入れる形でやっていかなければならないのではないかという気がします。さらに、先ほどお話がありましたように、経済発展といいましても、今これが富の配分にまでかかわってくるということですから、今、途上国問題の一番の急所の部分である貧困解決に立ち入らなくては議論が進まないのではないかという気がします。そういうことで2点目

になりますけれども、経済発展の中に社会発展という概念を一緒に込みにした形で、援助の考え方をまとめていかなければならないのではないかと思います。3点目として日本とアジアとの関係、先ほど相互依存関係ということで十何年前のお話が出しましたけれども、関係が微妙に変化してきているのではないかと思います。かつては明らかに日本の方が経済力も技術力も持っていた。それが徐々に経済力を持つようなアジアに変わってきた。そういうところで、場合によっては日本との競合関係さえ生まれることもあります。そういう立場から先ほどの相互依存関係が変わってきているので、そこにどうしても新たな日本の立場というか、戦略的な物の考え方を注入しなければならないのではないかと思います。かと言いましても途上国というか、アジア諸国から日本に法整備支援をしてもらいたいという、必要としている声は入っているわけですし、既に御紹介がありましたように、日本の経験の中から何かを学びたい、既に欧米の知識を日本で一度ふるいにかけて、その日本の知恵を日本から学びたいということがありますので、これは一つのアジア諸国の日本に対する要望として当然の成り行きであると考えます。以上です。

【山下】 ありがとうございます。よく日本の法整備支援に理念がないという人がいるということがありまして、それは要するに相手から要請されれば何でもやっているのではないかと。これは多分、知的支援以前のことで、あるいは知的支援も含むのかもしれませんが。そういうときに多分いつも矢面に立たされるのは JICA なのだと思うのですが、要請主義ということがよく分からないかもしれませんので、最近、よく要請主義のことが問題になったり、悪しき要請主義とも言われたり、この辺のシステムといいますか、なぜそういうことが問題になっているのかを御説明願えればと思いますので、中野次長、お願いいたします。

【中野】 分かりました。もし御関心のある方は名古屋大学大学院の国際開発研究科の「開発と文化叢書」の29号にですが、「転換期の日本の国際協力」というワークショップ報告論文集に「要請主義と国別アプローチ」という論文がありますので、詳しくはそれをお読みいただければと思います。国際的に ODA とか他国の経済発展段階の支援というのは第2次世界大戦以降の現象でして、それに対する理念というのはここ30年なり40年の間に変遷してきているのです。

一番最初は利他的といいますか、他人に何らかの施しをする、あるいは助力をするというのが ODA の理念であって、それに対する見返りを求めてはいけないという極めてストイックな潔癖な態度をとっていたときがあるわけです。これもどんどん変わってきてまして、例えば、アメリカは今や自分の国のために援助をする、あるいは1990年代の初めにアメリカの援助が低迷したのは、自分の国のためにならないのになぜ援助する必要があるのだという、今、日本が直面している問題と同じような事態にアメリカ自身が直面していた事実があります。歴史的には、日本が「要請主義」という相手国の要請に非常に重きを置いて考えたのは、日本の援助が賠償から始まったということに起源があると考えられているのが一般的です。これはなぜかと言いますと、戦後の賠償をやっていく中では何が御入り用ですか、どんなものが有効なのでしょうかといい形で、日本からオファーないしは申し出ることなく、相手側から欲しいと言われるものを、全く無差別に与えたわけではないのですが、それにおこたえす

るというのが基本的な考え方で、それで大きな問題はなかろうというのが当初の発想であったと言われます。

それから、次に1970年代、1980年代には、相手方から要望されるので、要望されたものを供与するのであれば、日本の ODA 実施機関の負担が少ないということも考えられて、拡大する ODA に対して、要請主義は事務量をこなすのに都合がよいという側面もあったと言われています。要請主義というのは、この「主義」、「プリンスパル」というほどの原則ではなくても、アメリカでも、カナダでも、ヨーロッパの国でも手続をフォーマライズするためのものとして、押し付けや押し売りの支援はしていませんと言うために、最後に要請してもらって、頼まれたという手続面を完了することはやっています。ただ、日本のように、要請されるまで当方からの申し出は考えませんというのではないということです。ただ、1980年代から2点大きな問題が出てきます。これは、一つは要請案件の中身を考えるのが、当時、海外進出を手掛けていた日本の商社であったり、ゼネコンであったり、コンサルタントの方だったりしたということで、相手方からの要請はあくまでも擬制されたものであって、その中身は日本側が作ったものであって、それを相手方からの要請という手続の中で、日本は頼まれてやっているという形式を作っているだけではないかという批判が日本国内でも出てきます。また、途上国からも出てきますし、他の援助国からも出てきます。

さらに、日本もうまくいかなかったときには、相手から頼まれてやったことだ、我々が言い出したことではないという形で、うまく難題を避けられるという意味で「要請主義」を使った場合もあると言われています。「要請主義」に変更をもたらすきっかけは、環境問題が1980年中葉から注目されてきたことに関連します。特に、アジアでも他の地域でもそうですけれども、経済成長を急ぐ国は環境を後回しにすることがあって、経済成長の副次効果として環境の悪化が予想された場合でも、日本は要請主義で相手方からの依頼を待っていたのでは、環境問題に対応できない焦りといいますか、ジレンマに陥るわけです。そうした中で新しく出てきたのが「共同形成主義」という考え方です。ですから要請も待つことが本来であるけれども、こちらからのオファーないしはプロポーザルも出して、日本が考える環境保全と成長、あるべき発展の形態を確保したいという考え方が出てきて、「要請主義」は「主義」と言われる原則ではなくて、手続として形式化あるいは相対化されて、「共同形成主義」が現れるのが1990年代です。これは当時の ODA 白書を見ていただければ要請主義の変遷が説明してありますので、御関心のある方は御覧いただきたいと思います。

1990年代の中葉から出てきたのが今度は国別アプローチということで、司馬遼太郎ではありませんが、支援対象国の国の形、あるいは相手国をどういう方向に支援した方が正しいと考えられるのだろうかを吟味するようになります。相手国の立場もありますし、あるいは日本にとって都合がいいということもありますけれども、そういう意味で相手国の発展の方向や形を考えた上で、日本が申し出られるもの、あるいは相手国の要望してくるものを政策対話と呼んでいますけれども、双方がよく話し合った上で一番いいものを選んでいこうということで、以来、外務省が約15か国の重点国については国別援助計画というものを作っております。こうした中で各国別の法整備支援や経済政策の知的支援も位置付けられております。

JICA の事務所は全世界に60ぐらいありますので、そうした JICA 事務所がある約60か国については、JICA 国別事業実施計画を作っております。カンボディアについても、ヴェトナムについても、ラオスについても、法整備・司法改革支援がそれぞれ国別計画の中に位置付けられるという格好になっております。

結論になりますが、形式的な、あるいは過度の受け身的な要請主義というのは今や形骸化し、相対化されて姿を消して、よりプロアクティブに日本から働き掛ける姿勢が求められ、一般的になっているというのが私の認識です。

【山下】 ありがとうございます。その要請主義についても、現在、確か ODA 大綱の見直しが始まっていて、多分、要請主義の見直しという言葉を見たような記憶がありますが、そういうことでよろしいでしょうか。どうも言葉が一人歩きしているというところもあるのだと思います。

【中野】 そうですね。今現在、ODA 大綱も見直しの時期に来ていまして、それから政府与党も ODA の在り方を抜本的に見直すということですから、1992年に出来上がった日本の援助の基本方針は10年経って、今や転換期に来ているということが言えると思います。

【山下】 時間が押している関係がありますので、議論を進めます。

確かに理念がありまして、要請主義というものがあまして、それから対象分野という対象国があります。それはすべて日本側の人材に跳ね返ってくる問題であります。要するにどこまで広げるのか。結局は日本側の人材がいれば、対応できる部分ではできるだけ対応するでしょうし、少なれば優先的順位を付けなければならないということはあるのだと思います。先ほど鮎京教授の方から、なぜ民商法だけなのかということで、韓国の例を引きつつ公法も入っているという話がありましたけれども、対象分野、対象国と日本側の人材との関係で名古屋大学の方で何か、あるいは御自身の経験で今やろうとしていることがありましたらお願いしたいと思います。

【鮎京】 ありがとうございます。今までの話とは少し違いますけれども、人材育成ということについて申し上げたいと思います。

これも午前中、ロック前司法大臣が日本の大学でヴェトナムの学生を育成してほしいとか、あるいはヴェトナムでの日本法センターの設立というお話をされました。そのこととの関係で少し申し上げますと、実はこの会場でお配りしております私どもの CALE NEWS というニューズレターがございますが、(この7号に杉浦センター長の顔がぱっと写っているものなのですけれども、)ここの中を開いていただきますと、実は2002年の6月に私ども名古屋大学は「体制移行に伴う法整備と法学教育」ということで、ヴェトナム、ラオス、カンボディア、モンゴル、ウズベキスタンという国から集まっていたいて、日本における、特に人材養成、法学教育の在り方について議論をいたしました。そこで出てきた議論というのは、簡単に申し上げますと、現在はこれらの国々の研修生、留学生に対して英語による授業という形で行っております。ところが、英語による授業というのは、それはそれとして非常に貴重な場であるわけですが、それだけではなくて、英語による授業という形式を維持しつつも、実は日本語による授業をこれらの国々に対する授業として行い得ないかという

ことを私どもは考えております。ロック前司法大臣は学部の学生から呼んでということと言われましたが、それも一つの方法だろうと思います。私どもが考えているのは、そういった学部段階で呼ぶということとともに、例えば、ハノイで言えば、ハノイ法科大学に日本語コースとともに、日本法の授業を受けられるシステムを日本の大学と共同しながら作り上げる。そこでよくできる人たちを、例えば、JICEの奨学生として日本に連れて来て、大学院教育を受ける。そうすると、都合7年、8年、日本の日本法というものにかかわるのですから、より効果的な日本法教育が行われるのではないかとことを私どもは考えております。

【山下】 今の話だと、もちろん直接の話は支援相手国の人材育成の話です。今度はそれを教える側の体制なのですけれども、これは困難に突き当たったことはありますでしょうか、それとも困難だらけなのではないでしょうか。

【鮎京】 この問題は、今の文部科学省の方が、これは高等教育だけではなく、初等教育レベルから、実は日本の大学の教員であれ、小学校の教員であれ、こういう人たちが国際協力という形で外国に出ていく場合の問題点をかなり整理してきております。例えば、現状で言いますと、私どもの大学の教員が2年間ヴェトナムにぱっと行くということがなかなか制度上難しい状況にありますので、そうした制度を変えていく努力が早急になされるならば、かなり大学の教員もこうした現地への協力ということが可能になってくるだろうと考えております。

【山下】 人材という面ではよくカンボディアの方には弁護士が派遣されているのですが、ヴェトナムにももちろん派遣されております。先ほど自由なための利点もあるという話が矢吹弁護士からありましたけれども、日弁連では登録制度などを作っているという話ですが、実際にはどういうふうに効果が上がっている、あるいは弁護士が行くにはどういうところで困難があるというのがありましたらお願いしたいと思います。

【矢吹】 弁護士の場合は、フルタイムで国際支援に参加している方は、JICAの長期専門家で行っている方以外はありません。日常、自分たちの仕事をして、そこで糧を得て、そして、その一部になるかもしれませんが、かなりの時間を国際司法支援活動に投入する。そういった弁護士の生活状況を踏まえた人材育成をしなければ、机上の空論になってしまうというのが私たちの視点です。したがって、私たちは、長期で行かれる方についてはきちっとした条件整備をし、短期で行かれる方については、1年間のうち1週間海外に出ていただきたいということを申し上げております。そして、前者については、JICAと長期専門家の条件についてこれまでいろいろと話し合いをして、かなり改善してきたと思いますし、先ほど申し上げたように、登録制度を既に3、4年立ち上げておまして、100名以上登録しています。この登録した方から、長期専門家も今、ヴェトナム、カンボディアの方に行かれています。

問題は短期の方でありまして、アジアで法整備支援をする一つの利点は近いという点であります。カンボディアで1日会議をしても、日曜日に行って火曜日の朝には自分のオフィスで仕事をしている。フルに朝から夕方までカンボディアで会議をしても帰って来られる。したがって、アジアが対象地域として、日本が非常に優位な立場にあるということを忘れては

ならないと思います。短期の方は、特にあまり法整備支援に馴染のない方に対しては研修会を開いておりますが、1点だけいつも申し上げますのは、先ほどの要請主義との関係で、要請主義は要請があってプロジェクトを決定して、そして終わりまで、これがすべて要請主義の一環でありまして、その裏返しがサステナビリティでありますから、自分たちが20パーセントから80パーセントの力を投入して、先方と協力してプロジェクトを運営していけるという方をいかに生み出していくかというのが私たちの方針であります。

一つだけ申し上げますと、トレーニングは年1回していますが、オン・ザ・ジョブトレーニングが一番いいのです。それは現地に数多くの方が行っていただいて、現地で1週間びっちり相手国の方と議論をして、経験を積んでいただくということが一番よいということは経験的に言えると思います。

【山下】 ありがとうございます。国際協力部と申しますか、法務省の立場から言いますと、これも新しい事業でありまして、国際協力部が出来て、教官が来ますけれども、結局その供給源はどこかというところ、せいぜい広げて裁判官になるかと思っておりますけれども、もちろん、いろいろな採用枠組みを作ることによって、弁護士あるいは大学の研究員から入れることもできないではないと思うのですが、結局、体制が整っていないというのが、多分、大学でも、役所の方でも共通の問題だと思います。議論していても長くなりますので、できるだけ出席されている方の議論も巻き込みたいのですが、今までお話しいただいたことから分かりますと、大体理念の話とか、あるいは要請主義の絡みで、相手との対応をどうするかという問題と日本の人材、更には留学生の問題があると思います。

それで、ここから質疑応答に入りたいと思うのですが、一応50分間をめどにいたしますけれども、ここでお話しいただいたことをまず念頭に置いていただきまして、質問がありましたら質問票を適宜出していただきたいと思います。その前に、第一部では竹下先生に対する質問がありました。第二部では森嶋先生に対する質問がございます。まず、戒能教授から出ておりますが、御本人から、この質問票には極めて簡単に書いたため、自分で質問したいということですので、戒能教授、よろしいでしょうか。

【戒能】 ありがとうございます。それでは、私の方から質問をいたしますが、森嶋先生には単純な質問をしますと反論されて終わってしまいますので、むしろ提案型質問という形で、先生の午前中の非常に興味深い御報告について、今の議論も含めて少し質問させていただきます。

先生は特に法整備支援が ODA であるということと要請主義であるということ、その2点を非常に強調されて、言わば、そこに一つの法整備支援の目的とともに、完了時点と申しますか、一体どこでそれが終結するかという、おそらくそのメルクマールも多分そこに求めておられると思うのです。今、議論の中で、特に鮎京さんから民商法と市場経済あるいは人権といった点が出ておまして、先ほどの鮎京さんの御紹介に少しありました文科省の科学研究費のプロジェクトも実はそういう理念と申しますか、法整備支援全体についての、今日は戦略という言葉が出ましたので、戦略についても研究しようということで実際やっているわけですが、そのとき私が非常に感じるのは、日本の改革はどうも連関性を持っていないので

はないかということです。

午前中いらした竹下先生がお帰りになってしまったので、少し残念なのですが、御承知のように法科大学院がつくられつつあるわけですし、そして竹下先生もおっしゃったように、正に司法制度改革審議会は法整備支援も非常に重要な課題として提起されているわけですが、森嶋先生のおっしゃる ODA であるというところから、どういうふうにこれを戦略的に広げていくかという観点は非常に重要だと思うのですが、残念ながら法科大学院構想の中にはそれに結び付く、つまり法整備支援に何らかの形で結び付くような構想はほとんど入っていない。特に、国際的に活躍するロイヤーをいかに育てるかという観点がほとんど欠落しておりまして、したがってリーガルライティングとか、そういうものは書いてありますけれども、法科大学院で外国語とか、そういう正に国際的なリーガルノレッジをどういうふうに蓄積していくかという点はないのではないかと思います。そういう点で、私は法整備支援というものを是非法学教育、さらに、NGO、NPO、そういったところへ拡大するような戦略を作る必要があつて、そういう意味で法を作った段階から以降は、これは政府間というレベルを超えて、もう少し広がりを持った形のシステムを法整備支援の概念の中に作ることはできないだろうかと思っているわけです。

そういうふうに思いましたのは、実は新美さんなどと一緒に先ほどのプロジェクトでオーストラリアに行きましたときに、オーストラリアでは我々は法は作らない。つまり、法の担い手を支援して作るのが我々のいう法整備支援であつて、日本は法を作っているようであるけれども、それは我々はやらないのだということを非常に言われまして、その考え方は多分、法整備支援の概念とともに、どこを終点にするかということについての日本の戦略が必ずしもはっきりしていないと思うのです。ですから、法整備支援をしていけば、仮に民法を作れば、その民法がどこまで適用されているかということの正に法社会的な調査が当然必要になってくるわけですから、法整備支援のコンティニューイティーの中で問題が広がっていくという形になると思うのですが、それだけでは法整備支援の外延は拡大しないのではないかと。それは法科大学院づくりの中にも端なくも反映されているのではないかと思います。

長くなって恐縮ですが、その意味で法整備支援を日本の方が変えていくような概念を含む形のものとしてとらえれば、これは法学教育も重なりますし、法曹養成も重なりますし、それから正に政府ではなくて、民間レベルの交流とか、そういうものを全部含んでくる。ですから、どこかで法整備支援の段階論のようなものを作る必要があつて、法典整備はどこで完成したことになるのか。そして、その次に一体どの段階に日本は行くべきなのかということを見ると、これは結局、日本のシステムの問題だと思うのです。つまり、日本のシステムをいかに作るかという問題に結局は跳ね返ってくるわけですから、そういう意味では法学論も含めて、法整備支援を通じた全体的なステージといいますか、段階論的なものを構築する必要があります。それは多分、法整備支援に専念しておられる弁護士さんとか、先生方はともそこまでやっている余裕はないと思うので、そういう集団的な作業を是非やるようなことを、この場だけではできないと思いますけれども、そういうことを考えていただきたいということを前から思っていますので、是非お願いしたいと思います。これは質問ではなくて、

むしろ提案型質問ということでよろしく申し上げます。

【山下】 森寫先生、何かございますでしょうか。

【森寫】 午前中に出していただいた質問ですとお答えできますけれども、提案型質問で、何をおしゃりたいのかがよく分からないので、それに対して答えることはできません。そこで一応、問題点を整理したいと思います。

まず、法整備支援という言葉ですけれども、我が国の法整備支援はこれまで主として ODA の枠でやってきたわけですから、ODA としての法整備支援の話をしてきたつもりです。前に日弁連がカンボディアで人権の模擬裁判をやったりしたことがあります。そういう立場から法整備といいましょうか、法についての支援活動をなさることは構いませんし、名古屋大学が学問として法の在り方、あるいは民主主義というのはどうあるべきか、憲法裁判所はどうあるべきかということをおやりになることは、全く構わないわけであり。ですから、ここではまずファンクショナルに、操作的に、法整備支援というものを、ODA による法整備と定義しておいた方が混乱がないのではないかと思います。

法整備支援を ODA の一環として考えますと、先ほどから理念ということが問題になっていますけれども、ODA 全体の理念の下で、法整備という法律についての技術的な支援・技術協力というものをどうやるかという戦略が問題となります。ここで私のいう戦略というのは理念イコールではなくて、その理念の下で何をターゲットにして、どういう方法でやるかということについてであります。これは午前中にお話しましたように、その国の状況によって違い得るわけでありまして、例えば、民商事法の整備がその国にとって今必要だということならば、それについて対応するということだと思います。

そこで、先ほどから要請主義というものが非常に悪者のように、これもまた二つの別の意味で使われていまして、要請主義だから要請されないことはしないのかという意味で要請主義が批判され、もう一つは要請がありさえすれば何でもするのかという意味で要請主義が批判されているのですが、これは要請主義に対する全く別の理解であります。先ほど鮎京さんが言われたように、要請主義ということが、要請がない限り何もしないという意味だとするならば、これは、政策対話の重視という形で、既に1992年の段階では解消されています。政策対話というのは、相手国に対して我が国の考え方を説明し、我が国の ODA の理念に沿った要請を出してもらおうということです。しかし、ODA は政府間協力ですから、相手の政府が望まないものを ODA としてやるわけにいかないことは確かです。相手方の政府が望むようにするかどうかということが政策対話にかかっていることになりましてけれども、政策対話の結果で相手国が日本の法整備支援で憲法裁判所をつくってくれとか、民主化を進めることを一つ教えてくれというのなら、それはやるべきかもしれませんけれども、少なくとも今まではそういうことではなかった。ですから、鮎京さんが言われるように、ODA 大綱の理念としての民主化もやりたい、市場経済を進めたい、基本的人権を確立したいということならば、そのような政策対話を今後進めていくべきだろうと思うのですが、これまで1996年のヴェトナム、1997年のカンボディアの法整備支援を始めるに当たっては、ヴェトナム政府、カンボディア政府が内外ともに市場経済化を進めるに当たってそれぞれが抱えている問題につ

いて、日本の経験に基づいて法的技術の上でどのような貢献ができるかという観点からやってきました。その意味で正に戦略でありますから、そこでのターゲットというのは、長期的なターゲットとしては市場経済法の確立ということであり、短期的なターゲットとしては民法なら民法の立法を支援するということでもあります。

もしかすると鈴木さんの質問が別に出るのかもしれませんが。

【山下】 そうなりますと、鈴木康二さんの質問をここで紹介いたします。ヴェトナムでは私的契約、民法ですね、商法契約、そして先ほど説明しましたけれども、経済契約を並列させる考え方が明確になってきたときに、民法は一般法であり、商法は特別法であるという立法の方が役に立つということをより主張しなかったのでしょうかという質問であります。相手国の立法方針が要請主義だから、ここに絡めておりますが、つまり並列させるということだからということで支援しているのではないのかという疑問ということでもあります。

【森嶋】 ヴェトナムの場合について申しますと、経済契約法が先に出来たのは、外資を導入した段階で、外資会社が取引をするための経済契約法として、通常の契約法がまだできていない段階で特別のルールを作ったわけです。その意味で民法やその他の法律についての支援要請があったときには、既にそういうものが存在していたわけです。そこで、我々が民法のルールを提案していくに際して、法技術的にみて、既に存在する経済契約法とどのように調整するのかということを検討していくわけであります。相手から要請されたら何でもやるのでは、それこそストラテジーがないわけでありまして、相手国の要請はあくまでもプロジェクトをやるかどうかのきっかけでありまして、民法について支援する際に、経済契約法のルールと抵触があるのならば、相手方に十分説明しながら、我々の側から民商法の体系はどうあるべきかということ提言していくわけであります。例えば、カンボディアについて申しますと、ADB（アジア開発銀行）が融資をして担保をとるために土地法を先に作っております。この土地法は現在検討している民法のルールとは異なったルールを導入していますが、我々は、民法が出来た場合には土地法については修正する、ないしは土地法は私法のルールだけでなく、行政規制も入っていますから、その限度で土地法は私法ルールに関する部分を削除するという土地規制当局との間の了解の下でやっています。理念だけ突っ走って、おれのやりたいことはこうだというのではなくて、あくまでも政府間の開発援助という前提で、しかも法律の技術支援だということを出発点として、日本が持っている人材、資金でプロジェクトを最も有効に進めていくためにはどのような方法があるか、それを考えるのが一つの戦略であるわけです。

なぜ私が最近法整備全体についての戦略を考えようということを出したかと申しますと、実は WB（世界銀行）が最近ルール・オブ・ローという理念の下に各国の法整備事業を統一しようとしています。私の邪推かもしれませんが、世界の国をアメリカ型の裁判ルールに従わせようとしているのではないかと思います。そして、WB は、ルール・オブ・ローをそういう仕組みにすることの目標は貧困の解消であると言っていますが、果たしてアメリカ型の市場経済（自己責任原則）最優先ルールで途上国の貧困が解決できるのか、私は少なくともそういう前提で、WB がイニシアチブをとることに危惧の念を持っています。そ

れから、先ほどありましたリーガル・ニーズ・アセスメントというのものも、世界的なグローバル化の方向で法の改革を進めようとしているのではないかと思います。このような流れの中で、我々として最もいいものは何だろうかということを考えながら我々の戦略を構想しているということでもあります。ですから、理念論も結構ですし、そういうところではそういう議論をしなければならないことは十分分かりますけれども、少なくとも理念議論をするときに、現実に行っていることを十分に視野に入れた上で、現実に行っていることが理念の観点からみてどういう問題があるのかという議論を出すべきであって、要請主義とか戦略という言葉だけをつかまえて議論を先走りさせることに対しては、私は要請もしないし、私から見るとそういう議論の戦略は間違っていると思います。

【山下】 ありがとうございます。それから、同じく鈴木先生の方から鮎京教授に質問がきておりますので、すみませんが、御本人から簡単にお問い合わせいたします。

【鈴木】 非常に簡単な話なのですが、いわゆる法文化の違いというのはあります。ただし、それは押し付けになってはいけません。けれど、調和できそうなところは調和すべきだろうというのが私の考えで、それは今、森島先生がおっしゃったところのいわゆる世界銀行の法整備支援の目的というのがあるわけです。多くの開発援助団体に共有される法整備支援の理解は、法の支配の普及が意味のある経済発展と不平等の減少を両立させるための根本的な前提条件である。これでよいのではないかとというのが私の考えるところです。ODA の理念とか、いろいろありますけれども、正に森島先生が言われたように、もっと具体的に、現実に行っている法支配というのは英米法のものか、それとも大陸法のものか、日本のものか、その違いをもう少し具体的にやればいい話なので、あまり理念、理念と言うのは意味がないと思います。もっと言えば、意味のある経済発展のためには市場経済化があり、それから、不平等の減少のためには民主化や基本的人権の保障があるのだと考えればよいのではないだろうかというのが私の見るところです。現実に行っている日本の企業が現地のビジネスでやりやすくするための法整備支援という一つの大きな効果、それともう一つは日本の市民社会とか、日本人の個人とか、日本の国家セクターが現地の各社会セクターと交流しやすくするための前提条件が法の支配なのだと考えれば、それでよいのではないだろうか。もっと中身の手段の話とか、具体的な話をした方が役に立つのではないだろうかというのが私の考えなのですが、どうでしょうか。

【鮎京】 鈴木先生、ありがとうございます。今の問題にお答えする前に、森島先生からも私の発言に対して幾つかお話がありましたので、そのことについて少しだけ私の考えを述べさせていただきます。

私も先生と同じように、私の先ほどの報告は ODA としての法整備支援について話したわけであって、学問としてのそれであるとか、あるいはさっきの議論で言えば、民間として行う法整備支援というふうに話したつもりはありません。それなるがゆえに私は ODA 大綱というものをあえて取り上げて、それをどういうふうに取り上げ、解釈するのかということを書いたわけでありまして。繰り返しになりますけれども、憲法裁判所というふうに言ったのは一つの事例であって、例えば、ベトナムから要請される立法技術の問題というのは、実は統

治機構全体にかかわる問題を不可避的に含んでくるわけで、そうした場合に、日本の ODA としての法整備支援がそうした構造を持つ対象・問題のどこまでを受け入れ、どこから切っていくかという判断をどういう基準で行うかということが重要なのではなからうかということをお願いしたかったわけでありまして。そういう意味では、今の鈴木先生の御質問との関係なのですが、理念、戦略論というのは、私は個人的には重要だと思っておりますし、今回そういう議論をやるから、発言を準備せよということで私は準備したわけであって、これだけが重要だということであえて長々と続けているわけでは全くありません。

【山下】 多分、伺っておりますと、要請主義であれ、例えば、鈴木先生の森嶋先生への質問であれ、他のドナーとの協調をいう前に、日本の中で共通認識が全く出来ていないと感じます。そのためにこのような会があるとすればあるのですが、そういうことが少しでも解消されればよいと思っております。そういう意味で日本の中での協調ということで、UFJ 総研の土生さんの方から経済分野と法整備支援の法律分野に関する連携についての御質問がございますので、簡単に御説明願えますでしょうか。

【土生】 土生と申します。実は JICA の方で、市場経済化支援又は経済構造調整支援というものをアジアの重点国において行っておりまして、その経済政策を策定する支援において、私は今まで法政策又は既存法体系の調査を担当してきております。ただ、このような経済政策の策定支援というものは分野別に分かれておりまして、これが産業貿易部会、金融財政部会、IT 部会、農業部会等々に分かれているのですが、それぞれの部会長はほとんどが経済学部の先生方になっております。その中で、例えば、法政策又は法制度を担当する部会は存在しないわけです。経済政策には2種類がありまして、一つは方向性を示して市場の自主的な反応を促す側面と、もう一つは政府が制度改革を行うことを必要とするものがあると思うのですが、実際にこういった政策策定支援において政策の実施をするときには、当然のことながら透明性を持って実施されるべきと思うのですが、それを担保するのが制度変革を伴うような政策の場合には、立法化をすべき部分が多々出てくると理解しております。

それで、特に体制改革の場合、各部会が策定した政策提言を実行するに従って、関連する基本法又は手続法が存在しないか、不備であるという部分がたくさんあるのですが、こういうものを放置して、政策だけを策定・審議して、実施に結び付けていこうとすると、どちらかというと独裁的又は権威主義的な政策実施に結び付いていってしまう可能性がある。法というものがすべての分野において経済政策の実施に必要とされていますから、今後、例えば、経済政策の策定支援において、現在のスキームのように経済学者の方々を中心とした部会のみで構成するのではなくて、こういった政策実施において必要とされる法制面での政策提言を担当する部会を設ける必要があるのではないかと私は考えております。今現在のはたまたま経済学部の担当している教授が、もしかしたらこの部分は法律の分析が必要ではないかということで個人的にピックアップされて、法律の部分を調査されるという感じになっているのですが、この部分をもう少し制度化して、経済政策の策定支援を実際に実施するに当たって、法を基盤として策定できるような連携というものを考えていただける余裕、又はこういった側面の検討を JICA として行っただけの余地があるでしょうか。これが

私の質問です。ありがとうございます。

【山下】 ありがとうございます。直接的には多分 JICA への質問だと思いますので、中野次長、答えをお願いいたします。

【中野】 私は経済学部出身で、エコノミストですので、どちらかと言うと経済政策支援の方が分かりやすいところがあるのですが、おそらく、今日のレジュメ(本誌118ページ参照)の中にも書きましたように、社会の構造なりを変えていくための支援を実施したときに、例えば、その提言とか、あるいは助言とか、示唆というものがどういう形で実現されるべきかということの御質問だろうと思います。提言はただ言いっ放しではだめなので、それに対する強制力を持つような一つの仕組みを作っていくべきではないか、それは法律ではないかというお考えなのだろうと思うのですが、ある点については賛成いたします。それから、そうした問題提起、日本が考える提言や助言が実現されることは非常に重要なことだと考えます。

ただ、具体的にいろんな場面を考えてみますと、提言の実現手段というのは多様で先ほど森脇先生も言及されたように、コンディショナリティーを作って、中小企業振興法を作らなければ、例えば、構造調整のためのお金は貸しませんとか、国営企業改革をしなければ、あるいは民営化を図らなければ、世銀や国際金融機関は資金を出しませんという条件を付けて、政策実現を目的に支援するという段取りも国際金融機関は採用しているわけですから、そうしたアプローチもあるということだと思います。ただ逆に、例えば、リンケージという言葉がありますが、これもネガティブリンケージとポジティブリンケージという格好で、そういうことをすればよりたくさん支援を差し上げますよという形で、日本や韓国が北朝鮮に対する太陽政策の形で、できるだけ相手方の肯定的な行動を促すようなやり方もあるということです。

例えば、ヴェトナム経済政策支援の場合でも、1997年のアジアの経済危機のときに、ヴェトナム政府が一時的に国内産業を保護するために、非関税障壁を設定することによって制限的な貿易を図ろうとしたことがあったわけですが、このときは当時の提言の仕組みが日本側の石川先生が党の幹部に助言ができる立場にあったので、短期的にはこうした政策が必要であるかもしれないけれども、政策を硬直的にしたのでは必ずヴェトナムの経済に支障がありますと、短期的にその方策はやむ得ないけれども、長期的には関税を下げ、関税の代わりに、例えば付加価値税を導入する政策とした場合もあります。必ずしも法律を制定することではなくて、その国の意思決定メカニズムにどう働き掛けるかということだと思います。同じく、宮沢構想という形で、大量のお金が日本から支援に回ったわけですが、このときも40項目ぐらいのコンディショナリティーに似たものがヴェトナム政府に課されましたが、この場合にはある程度、選択的にヴェトナム側に都合のいいところは実施されましたが、都合の悪いところはいまだに手付かずで残っている項目もありますので、一概に言えないということがあると思います。

それから、ミャンマーについても、今現在、提言完成の時期に来ていまして、ミャンマーの為替の二重構造を是正しませんとうまくいかない、あるいは国営企業改革を断行しませんとうまくいかないという形で、そうした改革を提言するわけですが、現在は提言と提言を实

施するための支援を切り離して考えております。というのは、向こうの政府としても、たくさん改善を言われても何もかもすぐにはできないということもありますから、それぞれの問題に対して対処の仕方が違っているということです。ただ、今日のレジュメの中でも申し上げたように、こうした改革の支援ないしはそれを促す努力というのは短期間ではできませんので、それが持続性があるかどうか、あるいは構造的に変革されるかどうかというのは別問題だと思います。我々はベトナムと同じように、ミャンマーでもラオスでも息長く支援していくということと、政策提言の協力は一応完了しても相手方との対話がつながっているような状況を作り上げておきたいと考えております。先ほども申し上げましたが、日本センターが経済政策支援の提言の継続的な対話のチャンネルになったり、あるいは法整備支援でも息長く継続していけるようなチャンネルとしてうまく設立されれば、今後そうした問題は改善されるのではないかと考えております。

完全ではないですけども、それが今の私どもの考え方でございます。

【山下】 少し整理させていただきたいのですが、土生さんの質問では政策実施において必要とされる法制面での政策提言も必要で、これを実行するに当たって、関連する基本法あるいは手続法が存在しないという問題があるということです。一方で経済学者ばかりでやっている部会があり、これを解消する法制面での政策提言を担当する部会が必要だというのは、法律分野、今、我々が言葉で言っている法整備支援に通常携わっている、民商事法に携わっている法律分野の専門家の人たちと経済分野の専門家を合体したような部会も必要ではないかというふうに理解してよろしいのでしょうか。

【土生】 おっしゃるとおりです。

【山下】 そうすると、法整備支援に携わる人は、またまた要求が来ることにはなりますが、その件で何かありますでしょうか。

【新美】 そういう意味では興味のある提案ですけども、我々現実に法整備支援に携わっている者としてはかなり困難な注文だと思います。と申しますのは、経済分野での政策提言、経済学者がなされるものはほとんどサポーズ、サポーズ、サポーズということで、かなり所要の条件を絞ってきています。ところが、法律家にとってみれば、そのサポーズが大事なのです。ですから、経済学面から出てくる提言を法律にプロットするときには、ほとんど不可能な場合が多いのです。その一番よい例が、カンボディアとかベトナムで担保取引法の提案があります。これは ADB が提案しております。その中で見てみますと、ある債務者について、すべての財産はバンクローンが優先的に担保価値を把握できるから、これを認めると言ってくるわけです。そういうものは確かに銀行ローンからしてみれば極めて効率的ですし、好ましいものです。しかし、それをやりますと、それぞれの国内における動産取引が完全に萎縮してしまうわけです。そういうものを調整してやるのが法律論なわけですので、そこまで経済学の方で提案されるならば、法律家も十分乗る余地はあるということです。

【田中】 私は土生さんの御意見に賛成で、中野次長がおっしゃったような難しいお話ではなくて、ラオスに行きましても経済の方と法整備の方と両方あるのですけれども、スキームとして交流するというものは特に設定されておりませんで、簡単に言えば、経済政策支援

のために経済学部で経済関係の法律を教えよう、教科書も作ろうというプロジェクトをしておられて、それを何も知らずに法整備支援が始まっているのです。そういうばかげた重複はやめましょうという卑近な話から、もう少し経済政策支援と法整備支援は当然兄弟のように協力し合うべきであるという前提をまず JICA の方でも持っていて、定期的に今何をしておられますかとか、何か協力し合えるようなことがありますかというような話し合いができる、又は情報交換できる場が当たり前のようにあつてしかるべきであり、法整備支援に経済学部の人にも時々は来てもらうとか、常駐すべきかどうかは難しいかもしれませんが、もっと簡単に情報交換できる場があるべきだという素朴な気持ちを常に持っております。今、新美先生がおっしゃったような ADB の提案にはなかなか難しいかもしれませんが、それを日本がやっている場合もあるわけですから、日本の国内同士で、又は同じ機関同士でそれぞれ情報交換がない状態というのはよくないという、もっとちゃんと情報交換しましょうということを言いたいのです。

【土生】 少し補足させていただくと、例えば、非常に卑近な例で、ベトナムで民間企業を振興しなければいけないということになったときに、それを可能とするような、ベトナムでは企業法と言っていますけれども、会社法を作ったわけです。ただ、会社法を作った後も企業の登記数が全然増えない。なぜだろうとベトナム当局はいろいろ悩んでいたのですけれども、それは当然なのですが、会社法はできたのですが、いわゆる会社を登記する登記法がなかったのです。例えば、こういう側面で民間企業の数を増やしましょうというときに、会社法を作れば民間企業が増えるのではなくて、それにかかわる手続というものも制定しなければならないし、その手続を担う機関も育成しなければならない。この部分というのは、例えば、経済学者中心の部会の場合には、会社をたくさん作って、民間企業振興をなさいと言うのですけれども、会社そのものを成立させるような法律が不備な場合にはなかなかそれが達成できない。こういう例もあるわけです。だから、その部分で、例えば、経済政策策定支援をする部会の中に法制度を法政策として提言していけるような部会が、もししたら、必要じゃないのかなというのが、私の現場からの感想ということです。

【新美】 今のお話はそのとおりなのですが、もう一つ言いますと、登記手続ができれば登記するかと言うと、これも望みが薄いのです。というのは、ベトナムで家屋の登記制度を作ったのですが、登記料がべらぼうに高いものですから、だれも登記しないという状況があるわけです。そうしますと、制度を用意したけれども、費用がどれだけかかるのかということもきちんと押さえないとできませんし、ベトナムの場合、カンボディアもそうですが、基本的には国民の大多数が税金を払わないという国なわけですので、それを前提にしてそういった登録システムをどう整備するかというのは、これは法整備の問題でもあろうし、経済の問題でもありますけれども、その辺も読んでおく必要があるだろうと思います。

【中野】 田中さんがおっしゃっていただいたことは、現地でも国内でもそうした情報を交換し合いながら、相乗効果といいますか、ポジティブシナジーを働かせることは当然のことで、アジア第一部の中でも次長職がフォーカルポイント、情報のクリアリングハウスの機能を受け持っていますので、今後とも努力をしていきたいと思っております。それからもう一つ、

部会を設けるかどうかということについては、ヴィエトナムで土生さんにも入っていただいた、あるいはミャンマーでも土生さんに入っていただいたということで、相手国政府の法律や制度がどうなっているかということについては、私どもは関心があるのですけれども、ただ提言を法律で実現するか、異なった形で実現するかという点については更に検討を重ねたところもありますので、御批判はあるかもしれませんが、意識を持って今後とも取り組みたいと思っております。

【河本】 先ほど議論されていた理念の問題を私の担当しました会社法とか、証券取引法の分野に当てはめてみたいと思うのですけれども、証券取引法までやるのかと実は思ったぐらいなんです。ところが、現在の日本の証券取引法は精密極まるものになっているわけです。証券六法だけでも10センチ近くある。それを向こうに教えてみたって意味がない。それで、結局、証券取引についてデクレができていましたので、それを翻訳したものを我々が逐条調べて、我々のコメントを付けましょうということになりました。3日ほどもらいましたので、実務家にも協力してもらってこれをやったのです。それを向こうがどういうふうにしやくしたのか、まだ答えは聞いておりませんが、これなどはとてもこちらから日本の証券法を食べなさいというような状況ではないのです。向こうが考えておるものを、これはおかし、ここは将来のことを考えたらこうしなさいということしかできないのではないかと。

次にこのような仕事の協力者として、このときに、弁護士の話がさっきあったけれども、学者の中でもどうしてこれを養成するか。実はヴィエトナムの証券取引を読んでも私は少しも賢くならんのですよ。これを若い者にやれなんていうことは絶対言えない。そこで、だれがやるのだとなると、我々みたいなロートルがやるということになる。私は名古屋大学が非常にうらやましいのは、あそこでこういう仕事をなさることがその方にとっては学者としての業績になるという体制になっているのでしょう。今日も、御覧になって分かりますように、私は、私の関係している研究会で30人ほどの神戸大学、京都大学その他の大学の学者に今日の案内状を配ったのです。何人出てきていますか。出てきてない。関心がないのですよ。そうなりますと、一体学者のトレーニングをどうするか。こちらの担当官に頼まれて、この講義をだれか適当な人に頼んでくれと言われる。名前を挙げるとその先生はあかんと言うのです。話がものすごく下手だという。そうすると、その方にはお願いできませんしね。

だから、それぞれ分担して、しゃべれと言われるのだけれど、本当に何が要るのか、向こうに、何を教えたらええんだということについての全体をコントロールするというものがないのです。民法、訴訟法では成果を上げられましたけれども、これからいよいよ市場経済の話になると会社法、証券取引法と来るのですが、これを一体どうして、だれが対応していくのか、これは私の実際の経験から見まして、非常に難しい問題だと思っておるのであります。

【山下】 ありがとうございます。河本先生のように経験があると何も賢くならないということになるかもしれませんが、私のような者からすると、例えば、実務家にとって何が役に立つかという、日本法がどうやって育ってきたのかとはたと考える機会にはありません。ですから、河本先生がおっしゃる若い人と私がいう若い人はまず層が違うと思いますが、若い人をまず巻き込むことが必要なのではないかと私は実は思っております。

それで、先ほど手を挙げられました森島先生にお願いいたします。

【森島】 河本先生の御発言の一つ手前の話になりますが、ベトナムで一橋大学の石川先生が経済政策についてベトナム政府に助言をしておられたのですが、そのときに、JICAでベトナムの経済政策に関して会議を開いたことがありました。この会議に私は出ました。この会議の成果が直ちに法整備の作業と結び付いたわけではありませんけれども、市場経済ということで経済学的なアプローチをしておられるチームがある場合に、法律チームとの間で情報を相互に交換しておいた方がよいと思いました。先ほど御提言のあったような部会を作るのがいいかどうかは別として、会社の登記もそうですけれども、ほかの登記制度がどうなっているのかということも、経済の方に知っていただくとよいこともあるかもしれません。先ほど中野さんはクリアリングハウスとおっしゃったけれども、しょっちゅう情報交換するのはお互いに大変ですが、JICAの方で、そういう情報交換の機会を作っていたければと思います。

【山下】 ありがとうございます。そろそろ時間がまいりましたので、欲求不満がたまる、このままでは帰れないという方がいらっしゃいましたら、あとお一人質問をお受けしたいのですが、よろしいでしょうか。

それでは、一応、進行役を務めました役目上、簡単にまとめさせていただきます。

理念につきましては、ODA大綱が基本になるであろうと分かりました。それから、対象分野、対象国などいろいろな議論はあります。ただ、要請主義という言葉も問題になって、その理解もなかなか一様ではないということがまず分かってきましたし、誤解している方もいるということも分かってきたのだと思います。法整備支援と言うと、法律だけ作るのではないかと受け取られがちなのですが、そうでもないということは我々のパンフレット、あるいは日ごろの活動、皆さんの発言から分かるかと思います。ですから、要するに言葉が一人歩きするおそれがありますので、その言葉にとらわれなくて、国内でもお互いによく意思疎通をする必要がある、それが第1点だと思います。

それから第2点は、同じことですが、経済分野と法整備分野のリンクもあまりないではないかという点です。部会と言うと、確かに何か大きな制度を作らなければならないような感じになりますけれども、風通しをもっとよくした方がよいのではないかと。そういう意味ではJICAが同じようにやっているのですから、お互い風通しがよくなるようにやっていたらと非常に有り難いということになります。

それから、人材確保が問題であって、今、日本が法整備支援の経験を培ってきたとは言え、体制は整っていないということです。多分、どの機関でも整っていないのだと思います。2000年の段階で比較法学会でも報告されておりますけれども、個人のボランティアのような協力、個人に頼っているところがまだまだあるのではないかと。これを今後どうするのだということになりますと、体制作りが整っていないということが必ず出てきます。整っていないなら整えようという発言を本日は期待したのですが、その発言は、多分、時間がなかったせいだと思いますが、出てきませんでしたので、今後はそういう体制作りをそれぞれの機関が風通しをよくして進めていくことが求められるのではないかと方向性だと思います。もちろん

提言型という話もありましたので，形式的要請主義にとられる必要はないということになるかと勝手にまとめさせていただきます。

もっと重要なまとめはこの後にございますので，よろしくお願いたします。皆さん，御協力ありがとうございました。

所 感

法務省特別顧問 三ヶ月 章

【司会】 パネリストの皆様，どうもありがとうございました。ここまで予定どおり進行しておりまして，17時15分になりました。

ここで，私の資料にありますとおし肩書を御紹介申し上げます。

元法務大臣，法務省特別顧問，財団法人国際民商事法センター特別顧問，日本法律家協会副会長，日本ローエイシア友好協会会長，日本学士院会員，東京大学名誉教授，まだまだあろうかと思いますが，であります三ヶ月章先生を御紹介申し上げます。これから本日の総括と御感想などを頂戴いたしたいと存じます。

三ヶ月先生，どうぞ前の方へお願いいたします。

【三ヶ月】 大変な御紹介をいただきました三ヶ月章でございます。私のところに最初に



配布されました，こういうことを頼みたいという文書には，17時15分から「所感及び閉会あいさつ」ということになっております。ところが，今日受け取りましたブルーのペーパーによりまして，いつの間にかこれが変わりがして，「総括及び所感」ということになっております。これは皆さんも感じておられると思いますけれども，本日の会議の総括などということはそう生易しいものではありませんので，総括という語は2種類の表記のうち片方しかないから，これは落とさせていただきます。

それから，閉会の辞というのも片方しかございませんので，これも落とさせていただきます。そうすると，残りますのは「所感」ということだけです。そこで，本日の会にずっと参加させていただきました者の一人としての「所感」を述べさせていただくということで，私の責めを果たしたいと存じます。

初めに，極めて一般的なことから申し上げさせていただきますが，実はこの連絡会に初めてお出ましになった方も随分いらっちゃって，これは大変な会だなと思われたと思うのですが，これは4回目です。私はたまたま法務省特別顧問という資格によりまして，第1回るときからこれの運営の企画あるいはその組立て方，そういうことについて相談に乗ってまいった者です。

実は，一番初めのときはどんなことであつたかと申しますと，法整備支援とか何とかということではなしに，それぞれのグループ，例えば，日中法律家友好協会であるとか，ローエイシアだとか，あるいは日韓法律研究会とか，こんなものがばらばら幾つもございます。日本法律家協会の国際協力委員会というのもあります。そういうものが幾つもあるのですが，同じような方向に向かっているようでありながら全然横の連絡がない。これはちょっと問題ではないだろうかということで，実は初めの3回ぐらいのところまでは，そういう各団体の出席を半ば強制的にいたしまして，出ていただきました。自分のところはこんなことをやっている，君のところはそんなことをやっているのかと，そういう情報交換といえますか，自己宣伝といえますか，そんなことをしてもらいました。それでも何も連絡の全くないよりは

いいだろうということで始めましたが、大体1回目で、それから2回目、3回目とそういう形式を踏襲してまいりました。そして、その場合も、場所も東京の法務省の地下室でちょこちょこやっていたのが実情でしたが、今回、すなわち第4回を境といたしまして、がらりと形及び内容が変わってまいったというのが私の所感でございます。どういうことかと申しますと、たまたま2001年、今まで法務総合研究所の中の総務企画部というところの一つの仕事としてやっておりました国際協力関係の事業を、国際協力部として一つの部に昇格させたのです。法務大臣としての経験から申しますと、今のこの時世に一つの部局を新しく創設する、そして、それに人員を配置する、予算を付ける、これは大変難しいことですが、そういう難しさを克服いたしまして、新しく国際協力部というものが生まれたわけですが、それと時を同じくいたしまして、これだけ立派な会議場を持ってありますこの建物の中に、国際協力部が移ってまいりまして、言わばそういう新しい国際協力部と、それからこの建物のお披露目という意味も兼ねましたのが、この第4回の今回の連絡会でして、私のように第1回からずっとタッチしてまいりました者といたしましては、本当によくここまで来たものだという感を新たにするわけです。そういうことが一般論でございまして、あと多少一つ一つの問題について所感を申し上げさせていただきます。

今回の一つの特徴は、まず冒頭に、主催者であります国際協力部と JICA の責任者の方が今までの過去の業績を踏まえ、将来の展望を正式に表明されました。これは今までの連絡会にはないことです。同時に、それは皆様といたしましても、ああ、そうか、国際協力部というのはこういうことを今までやってきたのか、それから JICA は法整備支援という面でどんなことをやってきたのかということ非常に正確に、かつ感銘深く受け取られたのではないかと感じるわけでありまして。この冒頭のあいさつはこれまでの過去の経緯及び将来の展望と、誠に要領のよい御説明でして、繰り返しますけれども、皆さんも大きな感銘を受けられたことと存じます。それに引き続きますところのロック前司法大臣の講演ですが、これは支援を受ける国から見た、先ほどのお二方の冒頭の講演で触れられました問題点をどう受け止めておられるかということ、一国の司法大臣経験者という立場から述べられたものでありまして、このことの意味は極めて大きく、こういうふうなところで述べられましたことは、本会の主催団体のこれからの計画の実行に当たりまして、大きな指針の一つとなるものと私は感ずるのです。

こうした冒頭のごあいさつ、あるいは報告と申しますか、それとロック前大臣の講演、それに引き続きますところの、本日の一番の主眼である法整備支援の具体的な体験の一番豊富な竹下、森島両報告者の経験に裏付けられた報告は、初めてお耳にされる方にとりましてはそんなことがもう何年も続いているのかと、おそらく非常に驚かされた点もあるかと思いません。言わば現在及び将来の展望ということにつきまして、これまでは必ずしも適切な情報開示と申しますか、情報の提供がなされていなかったという欠陥を完全に補いまして、今後の課題を明らかな形で提示されましたことは、非常に貴重なことであります。おそらく皆さんも JICA 及び法務省の国際協力部の今後の仕事について評価を新たにされると同時に、非常に感銘を受けられたのではなかろうかと存ずるわけです。これは同時に、この次以降のこの

連絡会の運営の仕方につきましても、第4回のこの経験というものが大きく広げられ、また深められていくものと私は信じておる次第です。

先ほども少し述べましたように、発足当初からこの連絡会に関係してまいりました一人の老学者といたしまして、本日の講演を担当された方、パネリストとして御意見を述べられた言わば現役の同学の方々の皆様に、心から感謝の念と敬意を表明したいと存じます。それと同時に、本日、御参会の皆様方も、今日のお話を伺いまして、なるほど、そういうふうな仕事が今日本の法律に携わる者にとって一つの課題として現実化しているのだという認識をもし新たにされたとするならば、どうぞ遠慮なく手を挙げられまして、自分もそこに入りたいという形で、こういうふうな国際協力部の事業なり、JICAの法整備支援の仕事などについて御協力をいただければ、誠に有り難いことでもあります。それともう一つ忘れてはなりませんことは、今回も、先ほど申しましたように、冒頭のあいさつ、支援対象国の責任者の発言、それに続きます基調講演、パネルディスカッションと並んで、広範かつ適切なクエスチョネアを作られて、その回答を集めて分析され、それを公にされたということもまた極めて大きなことです。その点で、田中教官がなされました分析の発表につきまして、私は高い評価をさせていただきたいと思うのです。率直に申しまして、この新しい庁舎での仕事から1年の間に、これだけのクエスチョネアを各方面に発して、そして今日、配付資料の中にございますような形での見事な整理を成し遂げられたということについて、私は深い感銘を受けるのです。少し時間が足りなかったこともありまして、田中教官は必ずしも意を尽くされなかった点があるということを押聴しておりまして非常によく分かったのですけれども、この報告で利用された各パネルは、どうぞ皆様、各人がそれぞれの立場で一つひとつと考えていただきたいことだと私は思います。これは、実は、日本の法律家、法律学者が直面したことの無い全く新しい面をこれから開いていくのに非常によい手掛かりとなる整理であろうと思います。そういうことを付け加えさせていただきます。

最後でございますが、これは本連絡会とは直接関係のないことですが、実は私を紹介するこのパネルの下の方に、小さくローエイシア友好協会とか、ローエイシア東京大会という言葉が出ておりまして、主催者の方からも、せっかくここに載せたのだから、一言宣伝しなさい、よろしいよ、ということでしたので、お言葉に甘えまして申し上げさせていただきますが、実は、この肩書がここに書かれただけじゃなしに、皆さんのお手元にローエイシア友好協会です出したニューズレターが渡されておると思います。これを読んでいただきますと、実は2003年の9月に非常に大掛かりなNGOのアジアの法律家の国際大会が開かれることになっておりまして、ただいま私はここにある肩書のゆえに一所懸命そのために奔走しているわけです。

どうぞ本日の会議を契機といたしまして、アジアにおける法律家の相互理解あるいは法律家の交遊、法律家同士の友情について興味をお持ちの方ならば、本日の会議の議題となっております国、すなわちオフィシャルな立場での交流の対象になっている国以外にも、国の関与のないNGOとしての活動に徹底している一つの組織があつて、それがこのニューズレターに書いているような形で今年の秋に大会が開かれることになっておりますということ

お披露させていただきまして、せっかくパネルに書いていただきましたことですので、お許しを得ておしまいにつけ加えさせていただいた次第です。

初めにいただきました要望には閉会の辞というものも入ってございましたけれども、これは落とさせていただきまして、これは主催者の方にバトンをお渡しさせていただきます。どうもありがとうございました。

【司会】 大変ありがとうございました。三ヶ月先生から所感を頂戴いたしました。

これをもちまして、本日予定の議事はすべて終了いたしました。長時間の御参加、誠にありがとうございました。議事進行への御協力、改めて感謝申し上げます。

また、今日の模様は近いうちに私ども国際協力部の ICD NEWS で御報告できるのではないかと考えております。今後とも法整備支援に御理解と御支援を頂戴いたしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

長時間本当にどうもありがとうございました。

(閉 会)